

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成24年12月7日（第2日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成24年第4回平泉町議会定例会第2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

それでは本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に続きまして、通告順に発言を許します。

通告5番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

4番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

2日目のトップバッターというところでございます。日本中は寒波の冬将軍が荒れまくってあって、北海道あたりは相当の積雪だということのようでございます。今朝もかなり寒い朝を迎えました。ところで、ここの議場は暖かく、みんなそろっておりますので、私の質問に対しても温かいご議論をしていただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私は、先に通告しておりました体育館建設計画についてと、福祉避難所の整備についての2点を町長にお伺いいたします。明快なご答弁をいただきたいと存じます。

まず1点目でございます。体育館建設計画についてであります。

この件につきましては、9月の定例会でも質問させていただきましたが、なかなか明快な答えを伺うことができませんでしたので、再度町長の考えをお伺いしたいというふうに思っ質問いたします。

9月その後、体育館検討委員会が開催され、建設の基本構想と基本計画の素案を示し、委員の中から、観客席の設置がほしいよと、それから基本計画の策定に向けた体育館のコンセプトをもっともっと明確にするよう話されたことや、建設予定地の候補地もちょっと報道されたり、そ

れから事業費についても6億5,000万円から10億円の範囲といった、そういうお話も聞かれました。これは一部の町民の計画であって、不在でありますね、計画の中で話されていることでしょうけれども、住民不在で議会を軽んじているのではないかと思われる節もあります。そういうことのないような計画があればいいと思います。

町民は今、どうして体育館が不足しているのだと、市内に四つの体育館、それから一つ武道館と、これだけあるのになぜ今ここで必要なのか分からないぞと、それよりも町民の多くは以前からです、もう20年も前からだと思いますが、文化施設、文化ホールですね、望んでいたのは、町長も文化ホールの必要性を感じていた、推察されていたことは感じております。ホールの必要性を推察されているとっておりますが、これらの観点から次の3点について町長にお伺いしたいと思います。

まず小さい1点目でございます。財政見通しもなく運営主体やランニングコストも示さず検討されているが、町民は建設計画に対して疑問視されています。町長は体育館の必要性をどう説明されるかお伺いします。

2点目、体育館建設計画に伴い町民からは文化ホール、または充実した社会教育施設、公民館ですね、望む声が聞かれています。更に11月29日付けに議会に平泉町芸術文化協会からホール建設の請願が提出されました。その期待にどう講じられるのかお伺いいたします。

3点目、建設するための検討委員会で議論されている中でしょうが、この体育館建設計画は大規模な大会、公式大会ですね、開催される規模であるか、そういう公式試合の時の機能や集客についてどう考えておられるのか、この3点をお伺いしたいと思います。

大きい2点目でございます。福祉避難所の整備について。

昨年の3.11の被害を教訓に、いつ発生するか分からない自然災害に備えて、高齢者、障害者のある人たちの緊急避難所として民間の福祉施設、特別養護老人ホーム慶泉荘、介護老人保健施設さわなり苑、障害支援施設黄金荘の三つの施設は、社会福祉施設の役割として災害弱者に対する対策とし、福祉避難所の協力を願ってみてはどうでしょうか、その整備について次の2点についてお伺いいたします。

1点目、災害時の緊急医療体制が困難時であっても、施設の生活環境は、看護師、介護士、指導員がおり、施設設備には食事、入浴、暖房、緊急時に対する設備が整備されています。そこで町内の福祉施設と行政が協定を結び、災害時における避難所対策を講じてはどうかお伺いいたします。

2点目、福祉避難所の設置に伴い、本町では避難所対策として各地区公民館に行政防災無線が設置されるが、福祉施設も同様に設置できないものか。また、情報連携システム事業で緊急速報メール、デジタルサイネージの情報通信システムも併せて災害緊急時に観光客の高齢者や障害者の受入れに対応できないのでしょうか。観光客の安全の確保にもなると思われれます。そこで福祉施設に通信整備を図ってみてはどうでしょうか、その考えをお伺いしたいと思います。

以上でございます。明快なご答弁をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、寺崎敏子議員のご質問にお答えをいたします。

一つ目の体育館建設計画についてでございます。

初めに、体育館の運営主体、ランニングコスト、体育館の必要性についてのご質問でございます。

体育館の運営主体につきましては、町による直接運営が基本となりますが、指定管理者制度の活用が可能かどうかも含め、今後検討が必要と認識しているところでございます。

また、ランニングコストにつきましては、体育館の維持管理に係る光熱水費、夜間警備、消防施設点検等の委託費の他、運営に係る人件費等が見込まれます。財政見通しの中には類似する体育館の状況からランニングコストを見込んだところでございます。詳細の見積もりにつきましては、現在、他市町村の事例を参考に試算中ですが、現在策定中の建設基本構想、基本計画の内容により金額の変動も予想されますことから、もうしばらくお時間をいただきたいと思います。

体育館の必要性についてでございます。議員ご承知のとおり町立平泉体育館の解体に伴い、旧体育館で活動しておりました各種スポーツ、レク団体や平泉中学校のクラブ活動は、平泉中学校柔剣道場や長島公民館、町内四つの体育館にそれぞれ活動の場を移し活動をしていただいているところであります。また、既存の団体に加え新規の利用団体からの利用申込みもあることから、多くの団体の活動時間を確保するため利用団体調整会議を開催し、既存の4施設の有効利用を図るとともに、利用団体の活動時間の確保に努めているところであります。

今年度からは調整会議を年2回開催し、4月から11月までと12月から3月の活動期間に分け、利用調整を図りながら各団体の活動時間の確保に努めているところでございますが、各団体からの利用時間、曜日についての希望が多様なことから、各団体には曜日をずらしたり、活動日を少なくしていただいたり、同じ種目の団体に同一曜日・時間で活動していただくなどのお願いをしながら現在対応をしている状況でございます。

次に、文化施設または社会教育施設を望む声についてでございます。

現在、町内で開催されております各種講演会等の会場の利用にあっては、150人くらいまでの集客であれば平泉文化遺産センターを、また150人から500人程度までの集客にあっては平泉小学校体育館を使用していただいているところでございます。音響や照明装置について不十分ではあると認識しておりますが、当面の間は現状の施設で対応していただきたいと思います。また、平泉公民館につきましては、老朽化していることは認識しているところでありますが、今後の財政見通しの関連もありますことから、新総合計画の後期計画に盛り込めるかどうかも含め、具体の検討が必要と考えております。

次に、現在検討している体育館計画の規模、機能及び集客数についてでございます。

体育館の規模は、町内大会はもとより中学校総合体育大会の種目別競技などのスポーツ大会が

開催できるアリーナの整備を計画しており、具体にはバスケットボール、バレーボールコート各2面、公式サイズがとれる面積を確保したいと考えております。

体育館の機能につきましては、国庫補助の対象となるようスポーツ活動に必要なアリーナやトレーニングルーム、研修室やミーティングルーム、器具庫、更衣室、シャワー室及び事務室等を配備する計画であります。

また、集客数についてでございますが、スポーツには実際にやるといった視点だけではなく、観るといった視点も必要になりますことから、体育館の建築面積やアリーナ面積、スポーツ大会の規模や開催頻度などを勘案しながら検討が必要と考えておまして、今後体育館の規模、機能、集客数については体育館利用団体・競技団体との協議を踏まえながら、体育館建設検討会で検討していきたいと考えております。

次に、2番目の福祉避難所の整備についてでございます。

災害時に緊急避難所として、民間の福祉施設と行政が協定を結び、早期の手続きをしてはどうかというご質問でございます。

災害時の避難所につきましては、平泉町地域防災計画に基づき避難所を指定して対応しているところでございます。ご質問の福祉避難所についてでございますが、福祉避難所とは、要援護者のために特別な配慮がなされた避難所、生活相談員の配置や要援護者に配慮したトイレ、手摺り、スロープ等の施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に適しており、日常生活上の支援を行うことができる施設とされております。

福祉避難所として利用可能な施設といたしましては、小中学校、公民館等の指定避難所や、デイサービスセンター、小規模多機能施設等の老人福祉施設及び障害者施設等の施設や、公共及び民間の宿泊施設などが考えられます。小中学校や公民館等の場合は、機材の準備や人材の確保などで立ち上げに時間がかかってしまうことや、社会福祉施設のうち入所施設につきましては、物資、機材、人材が整っているため災害時において福祉避難所として機能することも可能ですが、福祉避難所として要援護者を受入れることにより、本来の入所者の処遇に何らかの支障をきたす可能性もございます。このようなことから福祉避難所の対応につきましては、それぞれの施設でのメリット、デメリットについて検討する必要があると考えております。

また、民間の福祉施設との協定の手続きにつきましては、物理的、人的に利用が可能かどうか、受入れ対応が可能であるかどうかを含め、施設管理者と協議の上検討して参りたいと考えております。

次に、防災行政無線の設置、緊急速報メール、デジタルサイネージの情報通信連携システムの設置等の考えでございます。

当町では本年度、防災行政無線の一部デジタル化の事業を進めております。現在、行政区の公民館や小中学校など、地域防災計画での避難場所及び避難所の指定をしている施設についての無線装置の整備を進めておりますが、併せて携帯無線機の導入も計画しておりますことから、緊急時にはその無線機の民間施設等への配備も可能になるものと考えております。また、エリアメールや緊急速報メール、デジタルサイネージ等の情報伝達機器の活用につきましては、現在、総務

省所管の災害に強い情報連携事業の申請を行っておりまして、この計画では観光客として当町にお越しいただいております高齢者や障害者の方々にも情報の提供ができるシステム環境の整備を計画しております。前の質問でもお答えしましたとおり、受入れ対応が可能であるかどうかも含め、施設管理者と協議が整った際には民間施設等の活用も含めて地域防災計画の見直しを図りながら対応して参りたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

第1点目の見通しという言葉、まだ検討の最中であるというふうに聞いたわけですが、町民からお話を私も聞いて、私自身もそう思っておるのでございますが、金銭的に補助金を利用するということになると大きい施設にしなければいけないという、そう小さくなくても十分に体育館としての、この町の人口動態からしても小さいバスケットコートでも、公式的な試合をするのでもなければ別に小さくていい。生涯スポーツをやっていく、そして町民の健康を維持するというふうなことになれば、平泉中学校の体育館を2倍にした体育館は、ランニングコストもかかりますし、補助金をもらうがために必要のない大きい体育館を設置する必要もないのではないかと思うのですが、その辺の具体的な町長の考えはいかがでございますか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

議員お話しのとおり、最初の案は補助金を活用しない形で体育館建設の財政を見込んだところでした。ただ、積算したところ文部科学省の補助を見込みますと3分の1の補助がつきますので、実際2,000平方メートル以上が建設にかかる補助として文部科学省からの補助が見込めるのですが、その補助を使った方がより財政的に負担が少ないということから、その補助金を使つての建設というような方向に現在なっております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

建設するためには、今のその補助金を利用して建設すると非常にコストがいいと、楽だということですが、そうするとそれを維持管理していくのですよ。今の体育館を建てるとなれば、冷房、暖房、それから人件費もかかりますね。だから当面の先の話、話の経緯をちゃんと考えた上で、今建てるのにその補助金をもらえるからこのぐらいの大きさだということではないのではないかと思います。その辺の視点はどのようにお考えですか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

庁舎内部での検討の中でも、維持管理に係るコスト、そういうものも、建設補助はその時はあ

る程度あるけれども、その後の維持管理が難しいのではないかという議論もありました。ただ、現在利用している団体等からのご意見等を伺いますと、やはり公式な試合ができるようなそういうスポーツ施設がやはり1カ所ないと、なかなか公式な大会も持ってこれない。それから練習面でも、正式なコートで練習していないと実際の場面に行っても発揮できない等の意見もありますことから、運用面にはある程度一定の維持管理費がかかるというふうには見込んでおりますが、現在はアリーナの面積を公式の試合ができるようなそういう方向で今見込んでおりますところでございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

なかなか理解するのに苦しいところですし、答弁する方も苦しいのではないかというのは、ここで少し空気を感じるのをごさいますけれども、あればそれはいいことです、何でも。自由に使って、公式で。

ここで今3番目に、どういう規模的に機能があるのかと言った時に、検討委員会でも話されたということをごさいます、観客席も設置していない、本当にそこでスポーツをするという、生涯スポーツ、それからいろいろな設備施設を付けようとしているようですが、その中にはキッズルームだったり、青少年の居場所だったりということもどんどん付け加わっているわけですね、検討するところで。ところが、それは地域公民館、町の公民館としての役割が十分に果たせるのではないかということで、やはり何でその体育館を体育関係者の人たちだけのご意見で進んでいくのかということに疑問を感じます。

町民は体育する人だけではないのです。町民の多くの人たちの意見を反映しますということも町長もお話しているわけですね。ということは、検討委員の方々にはやはりスポーツをやる人たちの計画をどうするかということで、偏っているのではないかと思います、その辺はどういう捉え方で委員を選出されたのか、お伺いいたします。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

検討委員会のメンバーでございますけれども、もちろんスポーツ団体の方も含んでおりますが、区長会の会長とか老人クラブの会長とか、そういう方々も含んでいるところでございます。

あと現在、検討委員会では検討しているところですが、ある程度の一定の議論を踏まえた上で方向性が固まりましたならば、パブリックコメント等をかけながら町民の方に、多くの方に意見をいただきながら、内容についても盛り込んでいきたいというふうに現在考えております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

それでは確認いたします。そのパブリックコメントもととてもいいことです。是非そういうこと

をすべきだと思います、町民の意向を。そうするとパブリックコメントで伺った意見を十分に反映できるのでしょうか、お伺いします。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

そもそもパブリックコメントというのは、町民の方、それから全国的な制度でございまして、多くの住民の方の意見が反映できるようにということをつくられた制度でございまして。平泉町でもその趣旨に則って、パブリックコメントの条例を制定しているところでございますので、できるだけ意見が聞かれるような、そういう形で皆さんに伺っていきたくて考えております。

議 長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そのことを期待いたしますし、町民もいろいろと考えております。

それでは、体育館建設の話が流れ始めて、いや文化ホールがほしいのだと、それから充実した公民館があってまちづくりに一翼を担ってほしいのだということを、私自身もそう思っております。それで総合計画にまだ載っていないとか、総合計画の中で検討をというような話が随分されておりますが、総合計画は施策ごとの定期的点検を行いながら行政評価に努め、常に時代の流れや町民の意向、施策の状況、度合いに応じてマネジメントできると、仕組みを図ることを計画で示されております。また、実施計画では、事後の優先順位や具体的な事業、財源の見通し、予算編成の中でローリング方式、毎年見直すということですね、計画の進行管理を行うことと、またこれも示してあります。今後平泉の町に何が今必要なのか、財源確保と町の将来性を考えた計画の見直しの考えはどうか、町長にお伺いいたします。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今議員の方からそれぞれの要望といいますか、それをその都度変えられる考えはないかということだと思いますが、いずれ今新しく総合計画をつくってしまして、前期計画が今それを遂行するためにそれぞれ運営委員会とかですね、様々な検討をする組織を今つくって検討している最中でございます。それが今後、財政的などころを大変心配してございまして、議員ご案内のとおり、毎回その財政的などころがどうなのだと、それによって計画が本当にできるのかというご心配をされてございまして、今回も文化ホールとか公民館というお話もありますが、なかなかそれについては今回の前期の計画には盛り込むというのは大変難しいと、それは財政的などころが一番大きいのですが、ただ、今総合体育館の建設については現在、これも何度もお話してございまして、今まであった町の体育館、そのことをどうするのだというのが町民からの、まずは第一義的な要望があったということで、その体育館について今どうするかということを検討しているわけです。

将来的にその体育館に、今、更に検討しているのは、その体育館に将来的に公民館とかほかの

施設を一緒に建てるのであれば、では土地をある程度大きめにとっておくとか、駐車場の部分を確保するとかというふうな部分も、今それに合わせてですね、可能かどうかも含めて検討しているので、今は体育館というふうな部分について、要望があったものについて、これから整備しなければいけないことについてやっているのであって、当然これからの計画を見直す、そういうふうな時期も来ると思います。ただ、今まだスタートして2年の段階ですので、その辺は今の現計画の中で、とりあえずは財政計画も含めて進めていきたいと考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そうすると、今の町長の答弁から推察しますと、まず総合計画に立ててまだ2年しか経っていないということで、まず今は体育館を検討することの方向性だと、でもその中で社会教育施設とかそういうのも含めて、広大な土地を持って駐車場等を考えているのだという捉え方でよろしいわけですね。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

具体なところではなくて、将来的にどうなのだと、必要であれば確保しなければいけないのかなど、その分を一緒に検討していきたいというふうな考えでございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

必要だから言っているのですよ、みんな。必要なので検討委員会の中でも客席はどうかとか、それから土地はどうか、駐車場も100台では足りない、それだけ大きい体育館であれば100台では足りないですよ、ただ見せるためなのか、練習するのだったらそれはまた別だと思えますけれども。それで総合計画も2年しか経っていないということでございますけれども、ローリング方式ということは、かつて私、長島保育所を建設する時に、ローリングすればいいのだと、その時のその事情でということで、これも本来であれば今年、長島保育所が建設の予定で、順調にいけばそれほどの借金をしないで済むはずだったのですが、それが体育館が入ってきてというような考えでいますけれども、ではこのローリング方式で見直していきますよと総合計画にうたっていることについては、これは絵に書いた餅なのですか、どうなのですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

ローリング方式のことについてお話があったのですが、それぞれローリング方式というのは当然国の補助なり町の財政なりが本当に可能かどうか、いろんな諸事情といたしますか、土地が本当に確保できるのかどうか、当初の予定がやはり変わる可能性は当然あるわけですね。それで今3

年ごとの中で、それをローリング方式と言っているのですが、その諸事情なりというのは当然出てきますし、先程申しました補助事業でもですね、急遽新たな有利な補助事業が例えば出てきたとかですね、そういうふうな場合には前倒しとか、どうしても先程言った用地が難しいのであれば後年度に回すとか、そういうふうな臨機応変に対応できるというのがローリング方式だというふうに、私は今までもやってきたつもりですし、今後ともそういうふうな形で進めていきたいと考えております。

議 長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

そういう計画だと思いますね。行政評価ということを常に努めますというふうに話していますが、行政評価というのは、施策や事業の行政活動について、その他必要性や効率性の成果などを評価していくというふうにいわれますね。そうであれば、今の現状では財政的にも難しい、それから体育協会やスポ少の人たちからの請願だけで建設、検討で動いているようではありますけれども、私たちが地域懇談会で今回、随分体育館建設についてはいろんなご意見をいただいて参りました。何で本当に今必要なのだと、確かにあった体育館がなくなったからほしいのだと、そしていつでもどこでも誰もが自由に練習をし、公式的にとというのは、それは本当にお金があって財政的にも豊かであって、そういう収入源もあるのであればそれは可能だと思います。しかし、今それはなくて、町長も今お話されているのではないですか、財政が大変なんだと、それで総合計画には大きい事業が四つも出されているのですよ、それが本当に可能であるかと、それを四つやったら町民の借金もとんでもないことだということで町民は本当に心配していますよ。その辺のところをもう一度お願いしたいのですが。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

財政的にひどくなる、厳しいというのはですね、先程文化ホール、文化施設、公民館を建てた場合は財政的については大変厳しいと、今事業を行うものについては、体育館も含め財政計画をきちんとお示ししているはずですよ。我々とすれば財政計画をつくった上での建設計画ですので、そこだけは確認をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

それでは体育館建設については、そういうふうな町長の考えがなかなか柔軟的にできないというところをまた再度感じたわけでございますけれども、もっともっと柔軟に考えて、本当に町民が望むまちづくりということが必要ではないかと思えます。

それでは文化ホールについて、私はなぜそういうふうにするかということをお話しします。当町は文化教育、高等教育の場が残念なならないのです。よその町はどんなに小さくても高等学校

があったり専門学校があったり、そういうふうにして幼稚園でも保育所でも私立でどんどん教育にかけていく、そして町で、そういう中で子供たちや私たちが育って行って、人が出入りしていくから育っていくのですね。ところが、残念ながらここは文化施設という教育をする場ということはないのですね。文化の継承というのは、中尊寺、毛越寺というところで文化財を継承して守り続けてきたということはすばらしいことで、それを世界の文化遺産として登録されたことがものすごくすばらしいことで、世界でも認められたという勲章をもらったわけですね。東北初の文化遺産ですよ。それを守り続けていくということは、文化をどうやって町の中に持っていかねければならないかということが出てくるはずですよ。

それで財政的なところが一番だということですが、ゆっくり、じっくり時間をかけて町民の意識だったり、そういう予算面を十分に検討し、町民からの意識も高めて、そして何とか自分たちで文化施設がほしいのだという、それだけの意識を高めて行って世界遺産の町として文化ホールの建設計画を考えるべきだと私は思います。

体育館がだめだとかスポーツしている人がだめだということではございません。今何が本当に必要なかということはそのことだと思います。世界遺産の文化遺産をいただいたのですよ、それを守り続けていく将来の子供たちをどう育てるかということが大切だと思います。

それで予算面についても町一体として考えていけばいいではないですか。文化教育振興の拠点とし、またできれば国際会議ができるぐらいの文化ホールをつくったらいいではないですか。そして多くの人たちがここに来てもらう。あと1年や2年で、東京の方でそういうふうになりましたから、もうあとは観光客は来ないのではないのでしょうかというようなことが口々に随分出てきます。そんな無責任な話ってないはずですよ。会議ができるような施設設備、ホール、これは町だけでは確かできないと思います。それは国に呼びかけたり県に呼びかけたり、そして住民を巻き込んで将来の子供の芸術文化振興のためにも、今町長の大きな手腕が試されているのでございます。将来的な展望に立った町のビジョン、お聞きしたいと思います。世界遺産の文化の町として、どのようにこれからビジョンを考えているのか、お聞かせください。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今、議員おっしゃるとおりの私は基本的な考えでございます。そのために国へ県へ文化研究施設の設置の要望をしておりますし、国立博物館等の建設についても要望をしているところでございます。ただ、町として独自に施設をつくるというのは、今一つ体育館とってもですね、大変な経費、そしてライニングコストもかかります。この近隣の市町村を見ても、確かに文化センターはつくっておりますが、その運営について聞いてみますと大変な苦勞をされているという実情も聞いております。ただ、ものをつくれればいいというものではないと思っています。その中でどう取捨選択といたしますか、厳選して、この町に必要な施設は何なのか、そこは皆さんと町民の方々とも十分話し合いをしながら進めていくというのが以前と私は変わらなく、これからも進めていきたいと。ただ、その中で今必要な体育館について、まずは検討して計画をつくっていきましょ

うということですよ。

いずれ文化的なことについては今おっしゃられたとおり、私も必要性はすごく感じています。ただ、平泉に観光客が減るといふような話をどこから、私も耳にしておりますが、町としては観光客を減らさない施策を今いろんな形で進めようとしております。この辺については議員にも是非ご理解願いたいと思っております。

いずれあととはですね、ある施設をどう有効利用していくかだと思います。ないからできないのではなくて、今ある施設をどう活用していくか、それも一つの知恵なり工夫なりが必要だといふふうに思います。それについては役場もですね、その辺については使いやすいような施設の貸出しとかですね、利用方法も、皆さんと一緒にこれから議論していきたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

今の町長の言葉、そのままそっくり私返したいと思います。ある施設を利用して知恵を出してやるというのは体育館です。体育館はあるのです、利用の方法であるのです。だから総合計画に載っていない、できない何しないといふふうに、町長も掲げた以上はここで取り下げるといふことはとても自分としてもあれなのでしょうけれども、やはり総合計画の見直し、ローリング方式で、本当にどれが必要なのかと、利用するある施設があるのですよ、文化施設はないのです。社会教育施設もないのです。今あったとしても老朽化して機能がなかなか果たされていないのです。なので、文化協会から請願も出されて、そういう形をしなければ建設できないのかというところで動き始めたわけですよ。だからそういうところでは、ある施設を利用するということは大事ではないですか。体育館はありますよ、どうでしょうか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

私が申し上げましたのは、この文化的といいますか、いろんな施設、文化教育に対しての施設がないというお話で、今ある公民館なり図書館なり、ホールのなものというのは平泉小学校の体育館、ああいうふうな稼働席も設けていますし講演会等でも利用されております。それを活用していけばいいのかというふうなことで、決して体育館がどうのこうのというお話ではございません。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

分かりました。それでは今年世界遺産になりましたので多くのイベントが開催されました。ユネスコ大会、それからミュージカル、その中で町長恥ずかしくなかったですか。町民は恥ずかしかったと言っていますよ。どこでもこういう体育館でやったことはないですよ、文化の町なの

に文化ホールもない町って、どうしてないのですか、恥ずかしかった。

あいさつの中にも、文化ホールがなくて体育館でやったのは初めてです。それから外のイベントも相当ありました。よその町では箱物を建てて大変維持管理に困るということになります、今度はここは世界産の文化の町です。それだけ魅力的なものを持っていて、多くのイベントをここですることに意味があるということで多くイベントされているのです。だから、よその町の文化ホールとは全く違う発想で持っていけないといけないのではないかと思います、どうですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

今回、ユネスコの東北大会、そしてミュージカル平泉のお話をいただきましたが、私も、是非平泉で開きたいという主催者の方が役場に訪れて様々な意見交換をさせていただきました。その中で、平泉は文化ホールがないのですがいいのでしょうかというお話をしました。なくてもいいですと、平泉は平泉らしい良い町ではないですか、ある施設を使ってやりましょうよ。あの平泉小学校の体育館、舞台が大変狭いです。後ろも何もなくてセットも置けないという状況で、でも私たちはあそこでやりますと、できます、やらせてくださいというお話でしたし、ユネスコもそのとおりで、大きな会場もとれませんと、会議する場所もないですというお話をしたのですが、やはり今の平泉を、この施設を有効利用させていただいて、狭いのですがレセプションを町内でやらせてくださいというお話がありまして、決して私は恥ずかしいとは思っておりません。

やはり平泉は平泉の施設にしかできないのだと、それは理解して来ていただいているもので、そのために必要なのだと言われたこともございませんし、その辺は私からすれば、そういうふうな恥ずかしいという思いはございません。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

今はないからそういうふうに皆さん言いますよ。これが3年後、5年後になったら、まだできないのですかということだって出てきますよ。町長は恥ずかしくないと言うかもしれませんが、町民の人たちは恥ずかしいと言っています。それだけは認識しててください。

それでは最後になりましたが、ちょっと教育委員会の方にお尋ねしたいと思います。この度、体育協会とスポーツ少年団にアンケートをとったというふうに伺って、その様式を見せていただきました。それを見ましたならば、本当にこれは建設するにあたり、こういうことがあるのでという、今とるものではなくて建設検討委員会に入る前、建設を可能とする前の事項でないのかというふうに。大会は何回出席していますか、利用はどのぐらいしていますかという稼働率のことだって昨年来から総務教民常任委員会でいろいろと検討して、そして今の体育館である程度十分ではないかという結果を出していたのですが、今そのアンケートを見ますと、どうも話がひっくり返るといふぐらいのことではないのでしょうかけれども、なぜ今そのアンケートを調査したのか、ちょっとその辺をお尋ねしたいというふうに思いますが、お答えしていただけますか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

前段で町長から説明がありましたように、現在の体育館については、補助対象となるような体育館で見込んで進めております。それでその中にトレーニングルームとか研修室、そういうような附属するような設備も整えなければなりませんことから、その研修をどのような形でされているのかとか、それにかかる面積がどのくらい必要なのかというようなことを、今までは活動の中でスポーツ団体からお聞きしていたところですが、実際統計をとっておりませんので、今後アリーナの面積等も考えますと、正式な大会は本当に必要なのかというような、そういうような裏付けの資料とするために今回アンケートをとっているところでございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そういう裏付けをするためには、建設が本当に必要かどうかという本当に最初にとるべきだったのではないかと思うのですが、私の考え方おかしいのでしょうかね。中にもやはり本当に必要なかというところが、そこがはっきりしていないから皆さん疑問視されているのではないかと思うのですよね。そういう裏付けを今とっているということで、そうなってくると、また予算面にも6億5,000万円から10億円という提示されているようですけども、どんどん客席だったり公式試合でなってくると、どんどん予算的にも膨らんでいくのではないかと思うのですが、そのアンケートをとって、その結果はどのように活かすのですか、お願いします。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

議員お話しのとおり最初にとればそれは良かったのだと思いますが、現在の設計の基本構想、基本計画の中で、その具体の設備についての広さとかを検討した時に、そういうのが必要になったということが一番の理由でございます。また、ほかの自治体のところで基本計画、基本構想を立てる段階でスポーツ団体とかの意見を聞きながら調整を図っているという事例等も見ましたので、実際に具体の方向性を示すには、そういうようなアンケート調査が必要だというふうな認識に至っているところです。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

ではもう1点お伺いいたします。体育協会が教育委員会の中に事務局を置くというふうになっておりますね。それでそこでいろいろな動きで、請願のお手伝いだったり、それからいろいろな資料提供したり会計的のところだったりするのが、教育委員会の職員と体育館検討を進める委員と兼務されているのでしょうかね。何かそういうところで、どうもそこら辺が外郭団体でもある

のだから、もうそろそろ自分たちで、体育協会で自分たちの運用はできないものかどうか、そして今までの経緯はどうだったのか、ちょっとお尋ねしたいのですが。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

経緯については、今の私のところではちょっと分かりかねるところですが、実際その体育協会の運営については、事務局の機能を教育委員会の職員が持っていることは事実でございます。議員おっしゃるとおり、外郭団体でありますので、独り立ちさせて独自の運営をとというのはそのとおりだというふうに認識しておりますが、体育協会の組織の体系等も今後見直していかないと、なかなか独自の運営というのは難しいのかと思っております。このことから、今後については独り立ちと申しますか、独自で運営ができるような、そういうような支援を行っていきたいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

そのような方向性に持っていくべきではないかという問題が出てきた時には、やはり公平性が欠けてくるのではないかという見方も疑問視される傾向があると思います。そういう意味でもきちんと独り立ちさせていくということを、やはり方向性として持つべきではないかと思っております。

では体育館建設についての再質問はこれで終わります。

それでは、もう時間もそろそろなくなつたのですけれども、避難所の整備についてのところを一つお伺いしたいし、いろいろと検討していくということで前向きなこともありまして、それも方向性としては持ってほしいということですが、もう一つだけ、平成23年度で高齢化が30.6というくらいに急速に進行している中で、各地の公民館の避難所に反固定型の無線機を設置されることになっておるようですが、地区公民館が避難所として安全確保されているのかと、そしてそこに障害者や高齢者の災害避難時の要援護者の避難所対策についてということのようでございますが、まず地区の公民館が本当に避難所として大丈夫なのかということと、それから災害時のその相手側の都合もあるだろうということですが、相手側の都合もありますけれども、やはりそういう意味もそちらの要望も踏まえながら十分な話し合いをしていって、ここの小さい町の中に三つの福祉施設があるということは恵まれているわけですね。病院もないわけですね。そういう時に障害者とか高齢者というのは、医療的なものがすごく必要とされるわけです。そこで医療的なことだったり、障害者も普通に見えていてもコミュニケーションがとれないということがあつたりして、大勢の中に入ることによってパニックを起こすということも考えられるわけです。そういう意味では、やはり弱者といたら申し訳ないのですが、そういう人たちのためにも1人、2人でもそういうところを結んでいって、安心した避難所というか、一時的にでも避難をさせるという方向性で、これはやはり平泉町としてはやっていくべきではないかと思っておりますが、その辺のお答えをちょっとお伺いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

それでは初めに、各指定避難所となっております施設の安全管理につきましてでございますけれども、各公民館につきましての管理運営、またその所管につきましては、各地区で行っていたかというようなことになってございます。その関係上、町といたしましてその耐震性等を含めました診断等の把握はしていないというのが事実でございます。ということで、実際的に大震災、大災害が発生した場合に、その建物、施設としての構造等の把握はしてございませんので、それに対する町としての信頼性なり何なりというもののバックデータとしては持ってございません。ただ、災害が発生した場合に、その地区の方々の避難状況なり何なりを確認するためにおきましては、ある一定の場所に、まず避難場所を指定してそこに集まってくださいと。そこで誰々がいらない、存在、不存在の確認等も含めましてする必要がございますから、そういう意味での避難所の指定は必要だというふうなことでございます。ただ、その強度にかかわることにつきましては、役場としては把握してございません。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

福祉避難所についてでございますが、議員ご指摘のとおり災害時における要援護者への支援ということにつきましては、確かに高齢者施設、それから障害者施設等の入所施設での支援が必要となるということでございます。ただ、町長も申し上げましたとおり、当然施設側のスペース、キャパシティの問題、それから人的体制の問題もありますので、その辺も含めましてですね、災害時においては受入れていただくように福祉避難所としての協定の方向について、施設管理者の方とも協議をしながら、是非進めていきたいというふうに考えております。

議 長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

最後になります。この平泉町障害者福祉計画の中で第3期障害者福祉計画、平成24年3月、今年の3月ですね、その中で福祉避難所の設置を検討いたしますということをちゃんと計画にうたっておりますので、やはりこの辺のことについては十分に検討し、そしてその方向性に持って行っていただきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

先程の4番、寺崎敏子議員の質問の中での答弁で、検討委員のメンバーの質問がありましたが、それに訂正の発言が教育次長から求められておりますので、発言を許したいと思います。

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

先程の一般質問の答弁の中で、寺崎議員に対するお答えで、建設検討委員会のメンバーを平泉町区長会長と老人クラブの会長等という表現をいたしました。区長会長は含まれておりますが、老人クラブの会長は含まれておりませんでした。それで、そのほかに社会教育委員、学校関係者、公募委員、学識経験者等も含んでおりましたので、お詫びをして訂正を申し上げたいと思います。申し訳ありませんでした。

議長（青木幸保君）

それでは引き続き一般質問を行います。

通告6番、畠山寛二議員、登壇質問願います。

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

前に質問事項として2点通告しておりますけれども、第1点目は高館橋河川敷多目的広場の活用策について、これについては町長から答弁をいただきたいと、こう思います。

それから、2番目ですが、総合文化体育施設の建設について、現在体育館ということでありまして、併設して文化施設も必要ということで質問したいと思います。これについても町長、教育長の方から答弁をいただきたいと思います。

時間の関係で、この資料そのまま美辞麗句使わないで読み上げて質問に代えていきます。

それでは質問の要旨、1、高館橋河川敷多目的広場の活用策について。

国道4号線バイパスが平成11年11月、佐野～高館橋までの3.8キロ暫定開業し、平成14年に親水公園化も含めた多目的広場として平泉町が管理を委託された場所です。以後10年間、建設水道課が中心になり草刈等環境整備に取り組み、今日に至っています。有効利用できる面積は、これは実測した結果でありますけれども、2万133平方メートル、これは2町歩という意味でございます。の広大な土地であり、本年は18人のボランティアを募りながら4回草刈りを実施したところであります。このことは国土交通省とも交渉しましたが、個人では受付ならず役場担当課を通して実施することで概ね了解を受けています。よって次の点について質問をいたします。

1番目、多目的広場の管理はどのように考えているのか。2番目、広場の利用目的はいかがか。3番目、管理権を移管する考えがあるかどうか。町長が公設民営とかよく言いますが、このあたりの管理を委託されておりますので、このあたりを他の団体に移管できるかどうかの内容で

す。4番目は、町民の利用範囲に制限があるのかどうか。5番目、広場以外の通路の草刈りも含めた管理はどのように考えているか。広大な敷地でありますので、その周辺の管理もお願いしたいと思います。6番目、利用手続きはどのように考えているのか。

大きな2番です。総合文化体育館施設の建設について。

過日、当局から体育館建設について、建設候補地も含め提案説明なされたところであります。体育館、図書館、公民館は、町民にとって心技体を育む必要不可欠な施設と私は考えています。予算の伴う大型事業であります。町民がいろいろの角度から利用できる施設であることが求められています。よって次の質問をいたします。

1番目、子供たちや高齢者を含めた文教地区を設定する考えがあるか。まとめてやる考えが将来あるかどうかです。2番目、体育館だけではなく文化体育施設を建設すべきと考えますが、どうか。3番目、災害時の避難所となることが望ましいと考えますがどうか。4番目、公式試合やイベントのできることを視野に入れて建設すべきであるとするか。以上でございます。

前の寺崎敏子議員の方からも体育館の関係については厳しい質問があったわけですが、これ以上のことが出るかどうか分かりませんが、町民の願うものですね、望んでいるものを含めて考える必要があるのではないかとということでもあります。それで答弁を求めたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、畠山寛二議員のご質問にお答えをいたします。

1番目の高館橋河川敷多目的広場の活用策についてのご質問でございます。

水辺プラザの管理につきましては、平成19年12月に岩手河川国道事務所長と平泉町長との間で締結しております平泉水辺プラザ管理協定に基づいて町が管理を行っているところでございます。

次に、広場の利用目的でございます。

多目的広場となっておりますことから多目的な利用が考えられますが、現在、町としては、春の藤原まつり等において臨時駐車場として利用しているところでございます。

次に、管理権を移管する考えについてでございます。

水辺プラザにつきましては、市町村にある水辺の魅力を最大限に引き出す整備により、そこを訪れたいような地域交流の拠点となる賑わいのある水辺を創出するため、国と自治体が連携して河川整備を実施されるものであります。平泉水辺プラザは、平泉町が管理運営されることを前提とし整備されたものでありますので、民間への管理移管はできないこととなっております。

次に、町民の利用範囲の制限についてでございます。

多目的広場の利用に関しては、平泉水辺プラザ多目的広場利用規程によりまして、一つ目として、公益を害し風俗を乱すおそれがある時、二つ目として、営利を目的とするおそれがある時などについては、利用の許可をしないことがあります。

次に、広場以外の道路の草刈りを含めた管理についてでございます。

平泉水辺プラザ管理協定の位置及び範囲の中に通路も含まれているため、草刈り等については町が行うこととなっております。

次に利用手続きにつきましては、平泉水辺プラザ多目的広場利用規程により利用許可申請書を提出することとなっております。

次に、2番目の総合文化体育館建設についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、子供たちや高齢者を含めた文教地区を設定する考えについてでございます。新平泉町立体育館の敷地内に社会教育施設としての公民館等の施設があることは望ましいとは考えておりますが、具体の計画については財政計画に盛り込む必要もあることから、総合計画後期計画の中に盛り込めるかどうかも含め検討したいと考えております。

以上のことから議員ご質問の文教地区としての運用の有無については、社会教育施設の今後の方向性が検討されたあとに見出せればと認識しているところでございます。

次に、文化体育館施設を検討すべきという考えでございます。多目的な施設であれば利用の幅が広がる可能性もあるとの見方もありますが、文化施設として機能するためには、照明設備・音響設備の充実や防音機能の充実等も必要となることから、全体の建設費の増大につながることであります。また、日常の運用面の中で利用できないスペースが生じるなどのデメリットもあることから、今回の体育館建設においては体育施設としての建設を考えているところであります。

次に、災害時の避難所についてでございます。

平成23年3月に発生した東日本大震災は津波により多くの人命を奪ったばかりでなく、長年にわたって築いてきた全てを奪ってしまいました。本町においても地震による公共交通の停止、ライフラインの寸断による対応を迫られたことはご承知のとおりでございます。今後においても宮城県沖地震の発生はもとより、異常気象によるゲリラ豪雨や暴風の発生が懸念されているところであります。このようなことから災害時にあつては、現在建設を予定している体育館についても避難所機能が十分果たされる施設にしたいと考えております。

次に、公式試合やイベントのできることを視野に入れてはどうかというご質問でございます。現在、検討している体育館の規模や機能についてでございますが、体育館の規模は、町内大会はもとより中学校総合体育大会の種目別競技などのスポーツ大会が開催できるアリーナの整備を計画しておりまして、具体には、バスケットボール、バレーボールコート各2面、公式サイズがとれる面積を確保したいと考えております。また、スポーツ以外の大会、展示会などの大規模なイベントの開催施設としての役割も担える施設にしたいと考えております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

皆さんのお手元の参考資料でありますけれども、私が申し上げるのにこれを参考に見ないと何を言っているか分からないということになるろうかと思っておりますので。

この参考の資料は、河川敷目的広場の活用策を書いた、この上の方がバイパスの道路がある方です。下の方、これが北上川となっております。それで広さについては上の方に書いてあります

けれども、敷地の有効面積、これが2万202平方メートル、これは約2町歩なのですね。約1反ぐらいはあるのですけれども、上の方の網掛けした部分、左上の方、下の方と、ここが実測の範囲に、ごみがいっぱいありまして入っていません。それからトラック1周はあくまでも400メートルのトラックをつくりたいという思いでいろいろ計算式でやった結果、直線部分が106メートル、それから直径のその反対ですね、これが60メートル、この部分ですね、この部分は94メートル、合わせて400メートルという内容になっております。

それから、両サイドの点線の部分ありますけれども、これは有効できる部分で175メートル、太田川沿いの方は175メートル、北上川の方は132メートル、それから向かって右の方、152メートルと書いていますけれども、このゴミをあれすれば162メートル、これくらいになります。それから上は138メートルという状況のものをつくりたいということでございまして、有言実行したいという思いでおります。これについては5月の田植えが終わったそのあたりに建設水道課長の方に相談に参りました。それでいろいろ遊水地の絡みもありまして、建設物はだめ、トイレはだめ、構造物もだめ、そして土を盛るのもだめだという内容の中で、何とかして物をつくって有効に使いたいと、こんな思いで、先程申し上げましたように4回の草刈り、これを、ボランティア18人を費やしていますけれども、やったところでございます。

それで最後は、一応1枚の手書きの資料は国土交通省に出しておりますけれども、それは認められ、建設水道課長の方から個人でも行ってみればということで4回足を運びました。個人では、やはり管理権が町にあるもので全然相手にされませんでした。ただ、4回も会うと情に駆られて、あそこのごみもよけてもらえればありがたいとか、下の方に丸い40と書いて柳の木があります。これを切りたいのだと。これをただ切っただけではきこみが出てくるので、根っこ返しというね、これを全部やらなければならないということを言ったならば、これについてはオーケーサインも受けています。

したがって、これだけの広大な面積を10年間、平成19年以降ですね、こうなっておりますけれども、実際はその前に、平泉町が親水公園多目的施設として、町民農園も含めて管理運営を受けているわけですから、10年間どんな取り組みをやってきたのか。駐車場としては今お聞きしました。それから管理は民間には委託できないという今町長の説明ですけれども、どんな内容で10年間やってきたのかお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

水辺プラザにつきましては、町民農園を中心として活用して参りましたし、先程町長がお話ししましたように、一部については春の藤原まつり等の臨時駐車場として活用して参りました。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

それ以上の利用はなかったということですね。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

多目的広場につきましては、パラグライダーの離着陸に利用したいという申し出ございまして、それについては一度利用しております。

議 長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

草刈りについては、今年は4回行かれましたけれども、どれぐらい整備しながら環境整備をやってきたのですか。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

水辺プラザの草刈りにつきましては、6月に町と町民農園の利用者、そして建設業協会の方々と1回全面的な草刈りを行いまして、その後につきましては町の方で行っております。また、昨年につきましては、緊急雇用の雇用者を使って草刈りをしているという状況でございます。

議 長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

草刈りも緊急雇用の方々、あるいは水辺プラザの関係も含めて町民農園の方のお手伝いを受けながらやってきたということでございます。

それで今、体育館の問題もありますけれども、何とか私も歩こう会という組織をもって、平泉町の医療費の軽減策を図るためにウォーキング教室を開きたいと、それでどうすれば、気楽にどなたも歩けるかということで、それが発想の原点であります。それで室内ではなかなかうまくいきませんので、あの場所を運動公園にさせていただいてそれをやろうかと思っておりますけれども、移管ができないということでもありますし、今後ですね、個人で随分4回程行きましたけれどもなかなか相手にしてもらえないのですね。それで担当者の建設水道課の方では精力的に指導、力を貸していただけるかどうか、そこを確認しておきたいと思えます。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

水辺プラザの管理につきましては、先程町長がお話ししましたように、町が管理委託を受けております。ただ、その管理委託の内容につきましては、河川法に基づく維持管理についてのみでございます。それ以外につきましては、国土交通省は河川法に基づく管理をするということになっておりまして、国土交通省が問題にしておりますのは、あそこは河川区域ということから、土砂の土地の掘削、盛土あるいは土地の形状を変更する行為、これについては河川法の規定に基づ

きまして河川管理者、国土交通省の許可がいるということでございます。それで先程の図面のとおりのような造成をするということになりますと、河川法に抵触するということがあると思いません。

ですので、この具体的な内容につきまして町の方に出していただきまして、どういうふうな形状の、形状は分かりましたけれども、これをつくるためにどういうふうな造成、盛土をするのか切り土にするのか、あるいは土地を動かすのか、場所も当然関係してくると思いますが、その辺をお示しいただければ、建設水道課の方として河川管理者である国土交通省と協議を進めて参りたいと思います。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

資料で出せばという内容でございますけれども、問題はですね、資料を出してそれがだめになればそこで終わりなのですね。ですから前段の部分で、向こうでも私いろいろ教えてくれるのですけれども、低いところに埋めるような方法でまず取り組んではどうかとか、こんな内容は来ているのです。ですから、ここでいえば、2,000立方メートルといえば10トンダンプで200台の話なのです、10センチ盛土をするということは。それでは全く盛土がだめだということであれば許可なりませんので、その指導も含めて何とかあそこを有効活用したいので、帳面出したならば取り組んでいただけるのでしょうか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

いずれこの許可の権限者は国土交通省でございますので、その内容を見て国土交通省が判断するというので、建設水道課の方では権限はございませんので、そちらの方の判断になるということでございます。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

分かりました。明日にも、文章的にはもうできておりますので提出したいと思えます。ただ、これはあくまでも参考資料でありまして、理想とする内容であれば7センチから10センチの盛土、恐らくこれは許可ならないと思うのです。ですから低いところに埋めるという内容で今出ております、提出する資料は。そこからスタートして、町民福祉向上、あるいは健康維持増進のためにそこを有効利用していくのだというのであれば、4回の中で大分、国土交通省の方ではオーケーサインが出るような状況まで来ております。ただ残念なのは、佐藤さんに話をして、佐藤さんに話をするという内容で、鳥畑建設水道課長の名前が一つも出てこないのです。このところに建設水道課の問題があるのではないかと考えています。個人で行ってみればとか、こういう内容ではね、私は4回行ったけれども通りませんでした。正式に明日にもできていますので出しま

すからお計らいをお願いしたいということでございます。

それから、これはよそからのあれで、あそこの周辺整理の草刈りの関係、上の部分ですね、この話もやったならば、お金がないからできないということで、あそこも間もなく年内に機械が入ってきます。その機械で試しに、その機械を使って粉々に粉砕してみたいと思いますので、建設水道課の課長を含めてですね、やる時は是非来ていただきたいと思います。

私はやはり有言実行するために、町がだめでも、何が何でもあそこを有効利用はしたいと、こんな考えでありますから、それをまずひとつ頭に入れて取り組んでいただきたいと思います。

それから、これは懇談会の中でいっぱい出ましたけれども、ここには出ておりませんが、高館周辺ですね、その辺の草刈りについては今後どのように考えているのでしょうかね。管理体制は任せられない、駐車場のみだ、それから利用許可証を提出してもらおうと、いちいちその広場が、もし運動広場としてできた時、必ず利用許可をもらいにいかなければ利用できないかどうか、このあたりの検討をどうなのか考えてほしいと思います。

これでは全く今までと同じなのです。町長が公設民営を常に言いますが、民設公営、これだってあり得ると思いますよ、こういう働きをやってほしいのですよ。あんな世界遺産の町に、ボランティアでみんなが頑張ろうとしている時、足も運ばない、個人で行ってみればと、こんな行政ないですよ、足を運んで汗を流してくださいよ。そのあたりはどうなのかお聞きします。恐らく民間で許可になればつくります。その後いちいち許可もらわなければ利用できないか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先程町長の方から管理については民間に委託できないというお話がございましたが、これは河川法に基づく河川法の準則がございまして、その準則によりまして民間には委託できないというふうになっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

また、利用申請書の件でございますけれども、現在、先程町長がお話ししましたように、平泉水辺プラザ多目的広場利用規程、これがございまして、この規程に基づいた申請をお願いしたいと思います。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

申請については分かりました。こちらも申請をしていないのは、許可なるかどうかという不安がありますのでそれできませんでした。今度はここで申し上げたので有言実行でやりますけれども、いちいち許可をもらってやるのではなくて、よその磐井川、あるいは胆沢川、和賀川、あの河川敷に行ってみてください。ゴルフ場もあるように、かなり整備されてやっているのです。建設水道課長が中心になって、あるいは町長が中心になって動けば間違いなく許可出ます。その申請をしますので、これについてはよろしくをお願いしたいと思います。

あともちろん、何かここを出てNPOと上の方に書いていますけれども、本当はNPOを立ち

上げてやりたかったのだけれども、間もなく立ち上がってくるかと思います。そうならばボランティアで応援したいという方がいっぱいいますので、バイパスの道路の西側の部分ですね、雑草がいっぱいになっています。ここのところは我々が言う前に、町が何とかしなくてはと足を運ばなければならないのです。それで何々審議を書いてやって意見を聞きましたではなくて、ざっと見てください。いろいろな審議会に有識者がいっぱいおまして、同じ人がいくらかもダブってあるのね。ああいう場所というのは、本当に困った人とか大変な人もその中に審議に入ってやるのが必要ではないの。いろんな角度で審議に、何々をなんて、その人が悪いというのではないよ、幅広く見ていかないと良いものが出てこないということを指摘したいと思います。

それでは、それについてはまず提出しますのでご配慮よろしくお願ひしたいと思います。

それから二つ目の方ですけれども、これは教育委員会の方にあげたいと思います。

前の寺崎敏子議員もかなり厳しくやったけれども、なかなか町長は予算の都合、当初計画、この中で非常に厳しい状況になっていますけれども、同じことを言っても分かりませんが、まず教育長にお聞きしますが、真善美という言葉お分かりですか。

議 長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

言葉としては理解しているつもりでございます。

議 長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

真善美というのはですね、平泉町の、これは私が27～28年前に東大生を相手にして講義にした中身にあって、このことをよく言ったのです。学校、大学を出たからといって横着な態度でJRの中であったもので、こんなことではだめだということですね。人間形成部分ですよ、真の知性の部分とか、善の礼儀正しいこの部分、それから美の芸術部分、この三つが整った普遍的な人間像形成、これが教育の目的になっていかなければならないのです。

昨日も2番の大内政照議員、それから6番の石川章議員から教育問題が出ております。それで教育長の方からは小学校と中学校ですか、学力テストの結果、平均より上だと、これは教育長以下教育委員会がバックアップしながら頑張った成果だと、このように思っています。ただ、頭がいいだけでは人間はだめなのです。それで真の部分は私は学校と思っています。善の部分は家庭にあると思います。礼儀作法の関係は家庭にあると思います。それから美の部分は、今言うまさに文化施設なのです。この文化施設を併用してつくってほしいということでやっていますけれども、なかなか予算の都合とか、昔はお金がなくとも人間が火を使い、道具を使い、お金がなくても創意工夫しながら来たわけですよ。だから金がないで済む問題ではないのです。人間の命の尊さ、あるいは教育というのは福祉、介護、医療、教育、これを四つセットにして、そういう何というかね、文化施設をつくっていかねばならないと思うのです。

ですから、その考えについて教育長の方からも、ちょっと文化施設の必要性を聞いておきたい

と思います。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

真善美ということを学校教育に言い換えますと知徳体というふうなことであろうかと思えます。知育・体育・徳育、それら全てが日本の教育においては全人教育という形で進められていると私は認識しております。ですから、知育もいわゆる知識、言ってみれば今の言葉でいえば狭い意味での学力ということになるかと思えます。徳育は道徳であります。そして体育はいわゆる体を鍛えるという、そういう力というふうなことであろうかと思えます。

全てにわたって、人間が生きていく上で、あるいは子供を育てる上では大切な要素だというふうなことでありますので、その中で芸術文化、そういったことについての素養を深めると、そういう教育をするということは大事なことだと考えております。よろしいでしょうか。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

時間まだあるようですから。

そのとおりなのです。それで今、町長の方では体育館という一本で考えていると、これは予算の都合もあるけれども、教育委員会として今の言葉を大事にして、やはり教育委員会も今の体育館建設については、文化施設がいかに大事であるのかということをお願いしていく必要があるのではないですかね。ただ言葉で、こうだああだ、物を知っているとかがこういうのではないのです。秋田が一番になったからこうだ、そうだったらその知育の部分はいいのでしょうかけれども、その善の部分、美の部分ですね、平泉町が日本のナンバーワンになるくらいこれを推奨してはどうでしょうかね、そんな思いもあるのです。

そこをやっていくためには、昨日も6番、石川章議員から出ましたけれども、戦前の高齢者と今の若者とギャップがあるのだけれども、そういうものがどうだ、このことが非常に大事なのですね。

中学校の自立・連帯・開拓、これが全て教育目標になっています。これが素晴らしい内容なのです。考えてみると。長島小学校では、強く、賢く、ちょっと順序が変わっていますけれどもね、美しくと。これも今の真善美という表現の中に全部当てはまっているのです。ですから、子供たちがその行使できる、感謝できる、助け合う、もてなしをする、こういう状態で育っていかないとやはりだめなのです。私思にはですよ。だから、それはどうか分からない、予算の都合もあるけれども、教育委員会からも、ステージがあつて楽屋があつて冷暖房、それをやっていくためにはどうかという、しながらですね、町民のためにやっていく必要があるのではないかと、このように思います。これ以上をもし、何か今回の体育館建設について、私は文化体育施設を含めるべきと思えますけれども、教育長はどのように考えていますか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先程、町長がお話を申しあげましたように、今回は体育館というふうなことで進めようと検討しているところでありますけれども、お話しのとおり、子供たちを育てる上では社会教育施設というふうなことで、今後そういった形で展開していくということは必要だと思っています。ただ、全て一時にできるというものではないというふうにも思っておりますので、その順序といいますか、どういうふうな手順でというふうなことは、やはり考えながら進めなければならないだろうと、そのように思っております。

先程もアンケートでありますとか、パブリックコメントということでもありますとか、あるいは検討委員会もそのとおりでありますけれども、広く町民の方々のお声を聞きながら、どういう施設にということで進めていくというふうなことも、これからもまた続けて検討していく必要があるかと、そのように思っております。ただ、文化ホール的な要素ということになりますと全くスポーツするフロアはなくなるわけで、文化ホールということになればステージと座席という形がありますから。そういうふうな形にはなり得ないだろうと、今回の場合はですね、それは次の段階というふうに思っておりますので、是非そこのところはご理解をいただきたいと思います。

なお、議員からお話のありました文教地区としてというふうなお話もありましたが、今回の場合は、文教地区といった場合には学校を中心として、そのエリアの中にですね、様々な公民館であれ、図書館であれというのを一体化するというふうなことになるかと思いますが、今回考えているのは社会教育エリア的なというふうなことでありますから、将来にわたってはそういうふうな形で展開していくことも考えられるのかと思っております。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

ありがとうございます。町長の発言・答弁を越えて出ない、できないというのもあろうかと思っておりますけれども、本当に非常に私は残念だと思います、体育館ね。これ確か町長が町長になる時の公約とは言いませんけれどもね、そういうすごい大きな願いを持って立候補したのではなかったかと。当然バスケットもやっていますし、バスケットを2面というのはすばらしい、お金さえあれば本当に3面ぐらいつくるくらいね、私なんかはそういう考えを持っているからいいことなのですが、体育館で終わってしまうというのが非常に残念なのです。これ以上は何とも、前期平成32年までの計画の中で、後期前期の中ですけれども、後期に向かってはそういう文化的なものが頭の中にあるのかどうか、これだけ聞いておきたいと思います。町長から聞きたいと思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

今、前期計画を盛んにやっている段階でございますので、後期計画というのはまだ今の現段階では構想にも入っていないというところでございます。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

町長、入っていないのではなくて、平泉の主でありますから、平成32年ですよ、前期後期とやって明示した以上は、その頃にはこうだという指標みたいなものが何かあってもいいのではないかと思いますけれども。後期にもしなつて、平成28年ですよ、なつた場合に、世の中はどのように変わるか分かりませんが、町民の願いの部分で、踊りができて、歌ができて、三味線ができて、そういうのができる発想くらい考えを持っているかどうか、それを最後にして終わりたいと思います。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

文化ホールというお話だと思います。本当にそれが町民の総意でやはり必要だと、当然財政的な裏付けがあつての話だと思います。理想は確かに私も、先程寺崎敏子議員の話にも話しましたが、理想はあります。だけれども平泉というこの財政規模の中、人口規模の中で、果たしてどのくらいのものが必要なのかと、それぞれやはり皆さんで予算の部分も含めて検討していかなければいけないのかと思つています。それが必要であれば、後期中でどう組み込むかというのはその時点でのお話になるのかと思つてございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

予算は本当にね、予算がなければできないという発想はごく当たり前ののですけれども、私は戦前生まれでお金のない中で育つてきて、ここまでおかげさまで生きてきました。したがつて今は奉仕の考えしか当然持っていません。頑張りますけれどもね。ですから、みんなを募りながらNPO法人を立ち上げて、町民が憩える場所、そういうところを念頭に置きながら頑張っていきたい、こんな思いでありますので、どうぞ前向きな姿勢でですね、町民の願っていることが叶うように頑張つていただくことをお願いして終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。終わります。

議 長（青木幸保君）

これで畠山寛二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時58分

議長（青木幸保君）

再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告7番、小松代智議員、登壇質問願います。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

私は前に通告しておりました3項目、8点について質問したいと思います。単純な質問でございますが、明快な答弁をお願いしたいと思います。

1番目は、町民と議会との懇談会で出された課題、提案事項についてであります。

10月22日から6地区、私の方が1日多かったわけですが、6地区6日間にわたって懇談会を行いました。全体で245名の参加、皆各班のトータルをしますと大体245名ではないかというように思います。今回の一般質問でも、1番議員が道の駅、体育館については4番議員、9番議員が質問しておりますので重複になりますけれども、ごく簡単にでよろしいですから、その項目についてはほとんど答弁が出ているわけですから、一言だけもらえばいいかと思えます。

それでは早速内容に入ります。

1番目は、国道、県道、町道、JRの法面、その他の空地の雑草が伸び放題になっています。景観形成状良くないのですが、その整備はどうなっていますか。これは各部落でほとんど出ているというような問題であります。それをどうするか。これは9番議員に若干関連してきます。

2番目は、世界遺産登録後の効果で観光客が大幅に増加しているようであります。しかし、その両山とその近辺の商店は大変恩恵を受けているようですが、一般町民への反映はどうなっているのか。また、観光税の創設はできないものか。それから観光振興基金の増額はできないかと、ここは3点に分けて答弁をお願いできればと思います。これは6番議員との関連もあります。

3番目は、町体育館の建設と同時に公民館、図書館を建設した方が良いと思うがどうか。これは先程言いましたように、4番議員、9番議員に関連ということになります。

4番は、議会の傍聴について。これは前年度も出たわけですが、前も一般質問しておりますが、役場町民ホールに放送はされているが、せめて白黒でもよいからテレビを設置してほしいと思えますが、いかがでしょうか。この白黒のテレビでもというところがミソでございますね、本当に謙遜しながら強く要望しているという、何か防災無線はだめということがありましたので、今頃白黒があるのかどうかというのがありますが、いずれそういう表現でありましたので、そのとおりにお伝えをしたいと思います。

5番目は、無蓋の防火水槽は底に泥が溜まって水量が大分少なくなっているのが現状であります。それを確認しているのかどうか、どういう形で確認をしているのか。これはあとで阿部正人議員が質問しますので、さらっと質問したいと思います。

6番目は、観光客の一部でも、先程の世界遺産の関係ですが、一部でも長島方面に反映させる

手立てはないのかということですね。そのためには、これは提案ですが、提案されたのですが、東稲山や西行桜の森へのトレッキングコースをつくってはどうか。いわゆる散歩道路といいますかね、散策路といいますか、そういうコースをつくってはどうか。その際は、行きだけのバスを運行して帰りの下りは歩いてもらうような発想はどうかといったようなアイデアが出されました。これは私もスイスには行ってきましたが、スイスの山に登っていくと、登山列車で登って帰りはハイキングをして帰ってくるというようなね、そういう発想からすればおもしろい発想だな。長島の一部にもという、いわゆるこの2番に関連して限定されて、平泉側もそうですが、長島側は特に恩恵は一つもないよというようなかなり厳しいことを言われております。そのためにもそういうコースをとってですね、できるだけこちらからあちら側に足を向けるというような方法をとってはどうかと、これはそういう提案でございますので、ひとつ検討してもらえればと思います。

2番目は、I L C、国際リニアコライダー建設による町への経済効果について。

新聞報道、岩手日報の11月24日号に上がっておりますが、I L Cの建設候補地として一関市の大東地区が指定され国の予算もついて、早速地質調査に入るべく地元住民に説明会が開かれたようであります。私たちはその内容が全く不明であります。どのような事業で、町への経済効果はあるものかないものか、説明会のようなものがあつたのかどうか、それらをちょっとお聞きして勉強にしたいと思っております。

それから3番目は、学校用務員の正規職員としての採用についてであります。

学校用務員は現在3人います。前は4人いたのですがね。2人は正規職員で1人が、不正規となっておりますが、これ間違いでございます。非正規ですね。非正規職員となっております。これは、同一職種、同一仕事内容を考えれば不平等のそしりは免れないものであります。また、先に退職した職員についても正規職員だったわけですから、それを引き継いでいるのに非正規はおかしいと言わざるを得ません。早急に正規職員に改めるべきと思いますが、いかがでしょうか。これは条例、人事取扱要領、地方公務員法、労働基準法等に引っかけると思いますが、それらをどのように考えておりますが、お聞きをしたいと思っております。よろしくどうぞ。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは、小松代智議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、町民と議会との懇談会で出された課題、提案事項についてであります。

一つ目の国道、県道、町道、J Rの法面、その他の空地の雑草が伸び、景観上良くないとのことでの対策についてであります。

道路の路肩及び法面につきましては、福島原発の放射能漏れ事故に伴い、刈り取った草はそれぞれの施設管理者が一時保管することとされております。このため国、県においては、一時保管場所の確保ができていないことから、例年のような道路の路肩の草刈りができない状況にあります。視界の妨げとなり交通事故の危険性の高い箇所のみ草刈りを行っているとの報告をいただ

いております。また、JR東日本においては、交通の支障、宅地・農作物等への被害が見込まれた場合は法面の草刈りを行います。景観に配慮した草刈りについては難しいとお話をいただいております。今後とも、県、国、JR東日本に対しまして、平泉町の特殊性を理解いただき、景観に配慮した道路等の草刈りを要望して参りたいと考えております。また、町といたしましても、今後とも町民の方々のご協力をいただきながら、世界遺産の町にふさわしい景観保持に努めて参りたいと考えております。

次に、世界遺産登録後の観光客の大幅な増加に伴う一般町民への恩恵の反映についてでございます。

議員ご承知のとおり、世界遺産登録効果により観光客が大幅に増加しており、中尊寺、毛越寺近隣の飲食店、お土産屋等では売上げも増加していると伺っております。飲食店の売上げに伴い、少なからず第一次、第二次産業にも連動して影響を及ぼしているものと考えております。一般町民への反映についてでございますが、今年度の商店等売上げが来年度以降の法人税や所得税の増加につながり、そのことで町の財政の健全化への寄与、町民福祉の向上や子供たちへの教育等へ振り向けられていくものと考えております。

また、観光税の創設につきましては、過去に京都、奈良での廃止に伴い、今般復活させるのは難しいと判断をしております。来年度から平泉文化観光振興基金の第7期計画に合わせて見直しをしたいということで現在、中尊寺、毛越寺、西光寺と協議を進めている状況でございます。

次に、町体育館建設と同時に、公民館、図書館の建設についてでございます。

現在の平泉町公民館は、築45年と老朽化している状況にありますことはそのとおりでございます。一方、図書館の建物は、平成8年に当時の平泉郵便局から本町が購入し、必要な補修工事を経て現在営業しているところでございます。図書館の蔵書数は他に比べ少ないことは承知しておりますが、立地場所の利便性の良さが多くの方に利用いただいている要因と認識しております。社会教育施設、特にも公民館については、体育館と同じエリア内に建設が望ましいと考えておりますが、建設規模、国庫補助の活用の有無、財政計画との兼ね合いもあることから、新総合計画の後期計画に盛り込めるかも含め、今後検討して参りたいと考えております。

次に、議会傍聴の映像による放送についてのご質問でございます。

現在、当町では施政方針演説及び一般質問についてのみ役場の町民ホールにおいて音声放送をしているところであり、議会傍聴の役割の補完をしているところでもあります。全国的には住民への情報公開や行政課題の共有の観点から、インターネットによる映像配信等を実施している自治体が見受けられ、町としても町民と行政が共につくる協働のまちづくりを目指しており、議会の情報公開は住民参画の推進を図る基盤として有効であろうと認識しておりますことから、今後、近隣の市町議会の状況も把握しながら検討して参りたいと考えております。

次に、無蓋の防火水槽の水量等の現状確認をしているかというご質問でございます。

防火水槽をはじめとする消防水利や消防機材の状況につきましては、管理台帳及び消防団幹部会等の際に、各分団長から情報提供を受け状況把握に努めているところでございます。特にも新設する防火水槽につきましては有蓋にするなどの対応をしてきているところでございます。また、

各分団からの要望による防火水槽、消火栓等の維持補修につきましては、消防団幹部との協議により内容を精査し、優先順位を決定し実施しているところでございます。

各分団管轄区域に設置されております消防水利施設等の日常的な点検も含めた維持管理につきましては、その施設が設置されている地元消防団にお願いしているところでございまして、今回議員ご指摘の無蓋防火水槽の堆積物による水量の減少につきましては把握しておりませんでした。しかし、このことにつきましては消火活動への影響が懸念されますことから、地元消防団との連携体制を更に密にし、詳細な状況の把握に努めますとともに、今回のような内容で地元分団での対応が困難であるという事案につきましては、消防団幹部会に諮り、今後の対応を早急に決定し、更なる維持管理体制の強化に努めて参りたいと考えております。

次に、観光客を長島地区に周遊させるため、東稲山や西行桜の森へのトレッキングコースをつくることについてのご質問でございます。

議員ご承知のとおり、西行桜の森、大文字キャンプ場の利用促進の観点から、大文字山を含め施設間を周遊できる散策路及び平泉側を眺望できる展望台が整備されております。本年度においては、キャンプ場と木工芸館を合わせた利用客は、世界遺産効果により増加傾向にあるところでございます。東稲山までの経路は、町道、県道を利用しているコースはありますが、歩行者専用としてのトレッキングコースは整備されておられません。観光客が長島側にも足を向けていただく取り組みを地元の方々と検討することが最優先であり、その結果、観光客が訪れたことによる経済効果があると判断された場合は、バスの運行も含め検討したいと考えております。

次に、大きな2番目のILC、国際リニアコライダー建設による町への経済効果についてのご質問でございます。

初めに、国際リニアコライダーについて簡単にご説明をさせていただきます。国際リニアコライダーとは、全長30キロメートルを超える直線の地下トンネルの中に設置される線形加速器で、トンネルの中央で電子と陽子を衝突させる実験装置をいいます。この装置で行う実験により宇宙を誕生させた大爆発の瞬間、いわゆるビッグバンの状態を再現させ、宇宙創造の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明につながることを期待されております。

2004年、世界の研究者は、国際協力によって世界に一つだけの国際リニアコライダーを建設することに合意しました。現在、国際設計チームを中心に開発設計を進めている段階であり、候補地といたしましては、アメリカ、中国、ドイツ、日本、欧州共同が掲げられております。その中でも現在、日本が有力視されております日本国内の候補地といたしましては、岩盤等の調査結果から岩手県南の北上高地と北九州の背振山地が挙げられております。もし、国際リニアコライダーの建設が実現しますと、1万人ともいわれる研究者や、その家族が居住する国際学術研究都市の形成が予想され、それに伴って大規模なイベントホールや会議場、ホテルなどの宿泊施設の整備などの社会インフラの整備も必要となり、建設業関係が大きく活気づくことは間違いないと言われております。

また、この実験による極限技術への挑戦は、例えば癌治療への加速器の応用など、新たな技術革新をもたらすとともに製品開発期間の短縮など、様々な分野への技術の応用が可能となること

から、経済のみではなく産業面への効果も大きく期待されているところでございます。

現在、この計画につきましては、各候補地が誘致活動を展開している状況であり、日本国内の候補地選定は来年の夏頃とされており、最終的な建設地決定は2013年以降となっております。

議員ご指摘の平泉町への経済波及効果でございますが、建設地が北上高地に決定された場合は、その施設の間となる場所が一関市大東町と予想されており、その周辺には先程申し上げましたとおり、国際研究所をはじめとする国際学術研究都市の形成が想定されますことから、本町におきましても関連する何らかの施設の誘致を検討し、地域産業及び経済の活性化につながる取り組みを実施して参りたいと考えております。また、関係する自治体・団体等と足並みをそろえ、建設地の誘致に向け努力して参ります。

なお、この事業につきましては、本町に直接関係する調査等がないことから説明会等の実施はしておりませんが、周辺地域に与える波及効果は十分期待できますことから、誘致に向けての気運の醸成を図る意味でも、今後機会を捉えて実施して参りたいと考えております。

次に、大きな3番目の学校用務員の正規職員としての採用についてのご質問でございます。

このことにつきましては、議員ご指摘のとおり、現在、正規職員が2名、臨時職員が1名の3名体制で業務に対応しているところでございます。町といたしましては、学校用務員の任務及び必要性につきましては十分認識しているところでございますし、今後も引き続き、学校用務の業務につきましては町の責任において実施するものでございます。しかしながら、対応すべき業務の内容につきましては、現在の状況を再度確認し、内容を精査・厳選した上で対応して参りたいと考えております。

また、業務への対応につきましては、今後も引き続き自立の行政運営を継続する考えのもと、引き続き厳しい財政状況の中、歳出抑制を図りながら住民サービスの維持、発展に努めなければならないことから、用務員の退職不補充方針のもと臨時職員や業務委託等での対応を現在検討しているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

1番目の1、施設管理者が保管するのだが、今回は放射能の関係でだめだったというような話ですがね、そう言えば私らは理解できないわけではないのですが、ただ、一般の観光客から、一般の人たちから見たら国も県も町もないのですね。ですから平泉町引くくめて、なんだ草だらけの町ではないかというようなね、そういうイメージを受ける。ですから、国がやらないのであれば国の代わりに町がやって、あとで請求書を回すとかね、そういったような手段をとってでもね、やはり観光客が来て、きれいな町だというイメージを持って帰られないと、また再度来るなんてことはほとんど考えられないような状況になっています。

国道もそうだ、国道なんかフリーで一般町民だけが走っているのではなくて全国の人たちが走っているわけですから、そういう宣伝帯になるわけですね。ですから、そういったようなところをもっともっと詰めて、話し合っ、国ができないのならこちらでやりますよ、県ができないな

らこっちでやりますよというような、その保障はきちんと、裏付けはやってくださいよというようなね、そういう交渉ができないものかどうか、ちょっとその辺だけ確かめておきたい。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

国道、県道、町道の草刈りの件でございますけれども、確かに世界遺産登録以後ですね、そういう道路等の法面の除草を含めてでございますけれども、草刈りの景観、前は交通に支障のあるところの草刈りということが基本でございましたけれども、現在は、世界遺産登録以後、法面を含めた景観に配慮した草刈りということの要望、あるいはしていないことに対する苦情が非常に多いというのは承知しております。特に今回の場合は、国道が特にもひどいというお話は各方面からお聞きしております、これについては国の方にその旨は伝えております。それで国では、先程町長がお話ししたような回答がございまして、緊急やむを得ない交通に支障のあるところ一部区間、太田川のところから佐野までのバイパス4号についてはやっていただいたと。それも片側というような状況でございます。

それで、確かに国、県等がやらなかった場合、町がというお話でございますけれども、JRも含めて、そういうことであればというお話もないわけではないです。立ち会いますので町の方で費用を出して、あるいは地域住民の協力をもって草刈りをするということについてはよろしいような話も承っておりますけれども、現実的にそういうことをしますと、一番はやはり費用の問題になると思いますし、どこまでやればいいのかということとなりますと、なかなか現実的には難しいというのが実情でございますので、先程町長がお話ししましたように、平泉町の特殊性を関係する道路の管理団体にねばり強くお話をしまして、それぞれの管理者の上で対応をお願いしたいと考えております。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

難しいというのは言われなくても分かる話ですから、その難しいところを話し合いで解決するという方法を考えていかないと、今後とも要望しますぐらいのことで済ませておかれるのかどうか。今年放置しておいたことによって、また来年はもっとひどいというような状況になりますし、今言われた国道筋なんかの場合は、もう草刈り機械ではできないですね、チェーンソーでやらないとできないような木が大きくなって大変なことになっています。それから河川の中の木なんかも大きくなっているというような状況、そこらを全部トータルで考えて対策を立てていかないとだめなのではないかと思えます。一応きちんとした体制を整えてやるようなところを要望して、この問題は終わりたいと思えます。

それから、2番目の世界遺産の効果ですね、恩恵がどうのこうのということは本当は言いたくないのだけれども、ただ、直接町民に当たると即出てくる問題なのですね。私たちは世界遺産になったって全然何もありませんというような、何の影響もないし利益も出ないし、何ら関係ない

のでしょうかなんていうようなね、そんな意見がいっぱい出てきます。

観光税の創設は、私もちょっと関連したものだから、観光税のこれはちょっとできないですよというような答弁はしていますけれどもね、観光税に代わる、観光税というからだめなので、別な観光賛助金とかね、何とかかんとかと名前を変えたような形でやっているところも全国にはありますね。ですから、そういったようなところで一人から10円なり50円なりもらうというような方法を考えられないのかどうかというところですね。

そして、単純に535万円は振興基金ともらっているのですよという答弁をすると、儲かった時は増額したらどうなのだという率直な意見が出てくるのですね。ですからその辺のところ、新聞を見ると2、3日前に会議をしたということで、何かさっきの今後どうするかというような話し合いのようですが、具体的なそういう、儲かったのだから儲かった時はきちんと還元してもらうと、それが町民に対する還元ではないかというようなね、そんな意見も出ていますので、それらについてどういう話し合いがなされているのか、そんな具体的な話し合いはなされないのか、こちらから全然おくびにも出さないのか、そんなところをちょっと聞いておきたいと思います。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

一つ目の町民への恩恵はどうかということですが、先程町長の答弁にもございましたとおり、観光客が多く来て、その分食堂とか町内の商工業者等の収益が上がっておりまして、当然その分にかかります所得税とか法人税等は増額しておりますので、間接的ではございますが恩恵が幾らかでもあるかということですが、観光税につきましては、先程小松代智議員が言ったとおりですね、観光税の創設につきましては過去にも、昭和46年から15年間にわたって、中尊寺、毛越寺に来た観光客からそれぞれ、内税、外税かかわらず一人に当たりまして10円ずついただいておりますが、それもやはりそういったものをもらうのはいかなものかということで、当時京都の方でもかなり問題が起きて廃止となったという経過がございます。今また新たにですね、観光税を創設するということは、やはり世界遺産登録になってから観光税を創設したということが逆に負のイメージとなって。

代わりににつきましては特に今のところは検討してございませんが、先程言った文化観光振興基金の増額のことで今検討しておりまして、先日、中尊寺、毛越寺の執事、町長の集まりがありまして、その場で、金額はこの場では申し上げませんが、ある程度の、今後3年間、観光パンフレットにしても、いろんな受入れ体制の整備についてもお金がかかるということで、相応の負担をしていただけるよう協議をして、正式にはまだ決まっておりますが、それなりの回答をいただいているところでございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

今の観光税の話は私も無理だと答弁しているわけですから、それについてまた答弁する必要は

ないので、その代わりに全国ではね、そういう変わった名称を、観光税というからだめなので、税と言わないでいただけるような方法が、全国でやっている例が、ちょっと小耳に挟んだところではあるのですが、そんなところを探すことも一つは必要なのではないか。どこに行っても観光税ですからね、各部落、観光税どうにかならないのかと、何であのぐらい来て観光税を課さないのだというようなね、そういうことですから。しかしそれはできないのだよと言っても聞かないわけですから、その辺の何か賛助金とか何とかかんとかというような、そんな方法でいただく方法を、いわゆる観光商工課長のアイディアでそれをつくっていったらどうだということを言っているのです、ちょっともう1回その辺。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

一つの例としましては、平泉文化遺産センターで入場した方々から募金をいただいているということはありますが、そのほかにですね、全国日本の中でそういったことをやっている市町村があれば、それをちょっと調べて、参考として今後できるかどうかも含めて検討していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

そんな小さい話ではなくてね、もっとスケールの大きい段階で、中尊寺、毛越寺に来る何百万人という人に、例えば何々カードをやれば、これはこうだよとかとそのカードを発行するとか、それには平泉の文化のためにこういう賛助金が含まれているのだよとかね、そういったような、カードではなくてもこけしでも何でもいいと思うけれども、そういったような発想を持ってほしいということです。だから現金だけもらうという考え方ではなくて、何かその見返りにこれやるから、これの中には賛助金が含まれているのだよといったようなことを、ひとつ考えてみたらどうかということです。これも要望しておきます。ひとつ考えてみてください。

それから、3番目の町体育館は散々出尽くしましたが、これは、私は数年前から何回か一般質問で、これは社会教育施設の充実をということで一般質問しているのですね。ただ、全然やる気を示していないから、ここに来てみんな固まってしまったと。だから文化ホールも公民館も図書館もというようなね、そういう形に固まってきたのが今の時点だと思うのです。逐次、計画的にきちんとやってきておけば、こんなことはないのですね。ところが、やっていないからこのようになってきたということですから、あとの詳しいところは前の方がやりましたから私はこれ以上言いませんが、ひとつきちんとやってください。

ちょっと付け加えますが、部落で入ってきたのは、先程9番議員ですか、公式などうのこうのという、公式なものができるようなというのが、9番議員と同じ班だったものですから同じように聞いているわけですが、それもありました。どうせ10億円も使うということであれば、そういったような中途半端なものをつくらなくて、公式な何かにはできると、今度は国体が岩手でも

あるわけですから、その際にここを使えるような、そういう基準に沿ったものをつくるのかどうかという質問がありましたから、それはそのとおり町長には要望しておきますというような回答をしておりますから、ひとつその辺のところを検討してもらえればというように思います。

それから議会の傍聴に関してですが、これはあるところから仕入れたのですが、近隣の状況を見て判断すると言っていますが、一関市はテレビですね、一関テレビが全部放映しています。一般質問の段階で、全部やっているのかどうかは分かりませんが、少なくとも一般質問は全部放映しております。

それで葛巻町が、今回仕入れた資料ですが、葛巻町地域情報通信基盤整備という事業が入って、全部で13億2,000万円ですよ、これはほとんどが国庫補助だということなのですね。だから、言えば、あそこは過疎だから辺地だからと逃れますが、こういう補助事業があるのですよ、ほとんどが国庫補助でやっていました。ほとんど持ち出しはありませんでしたということ自信を持って葛巻町の人が言っているのですね。

ですから、こういう補助事業が探せばあるのですよ、探さなければないと。だからやる気があるのかないかということなのですよ。やる気にならないと一つも何も見えない。しかし、やる気を出すといろんなことが見えてくるということですから、こういう言い逃れしないでね、あそこは辺地だから、あそこは過疎だからなんていうようなことではなくて、この間も藤沢町も大体似たようなことを、ちょっと資料を持っていませんが、藤沢町も同じようなことをやっているのですね、恐らく。

ですから、そういう線で、単に控え目な白黒を下に付けろなんていうような、そんなことを住民に言わせないで、もう少し、何でもいいですけども、テレビぐらいは下にやるとかね、そういったようなものを順序立ててやって、その後は、なんかインターネットではそういうのができるよと8番議員が私に教えてくれましたけれども、何もそんなことやるよりそっちの方が早いのではないかなんていうような、そういうことがあります、いずれささやかな願いですから、何万もかからないでしょう、ここから下にやるなんていうのは。テレビをやるぐらいの今の時代でそんなものできないという話は、金がないからできませんなんていうような答弁はいらないと思うので、総務課長いかがですか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

今、現町民ホールでの対応というようなことでございますけれども、いずれそれにかかる費用等をこれから試算等はしてみたいと思っております。その中で最終的には議会の同意ということも必要になろうかと思っておりますので、それらも踏まえながら、どれが一番いい方法になるのかも踏まえましてですね、検討ということで対応させていただきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

今、議会改革の関係で、議会は一生懸命やって、今度の町民との懇談会もそういう目的できちんとやっているわけですね。ですから、そういう意味で議会が反対するはずはありませんから、どうぞテレビを設置してください。よろしくお願ひしたいと思います。何万でもないと思うからね。

それから、5番の無蓋の防火水槽の関係ですが、これも住民から、大分水量減っているぞと、現状を見てみるというような話をされたものですから、私らもそれを聞いた以上はやらなければいかんと思って、長島地区の無蓋だけ21カ所検査しました。それによると2カ所は無蓋といいながら、総務企画課からもらった資料ですからね。これは無蓋といいながら有蓋だったのですね、二つは有蓋。しかし有蓋の一つはどこにあるのか分からないという、標示が草原で分からないということだったので、あとで詳しい住所等は阿部正人議員がしゃべるとお思いますので、その辺のところを、ひとつきちんとやってほしいということです。

21カ所やって、あとで今言ったように出てきますが、1カ所は全然もう水がなくて何ともならないというようなことでした。21カ所調べるのにどれだけかかったかということ、午前中ですよ、午前中かかって3人で回って検査できたのですから、先程の答弁は各近隣の分団からの報告を待っているというような話でしたが、そうではなくて、きちんと検査をしておいて、消防主任なり誰々が検査して、そしてやっていかないと、いざ火災という時に、標示もなかった何もなかった水もなかったなんていう状態でポンプを突っ込んだって話になりませんからね。ですから、その辺のところを至急検査してほしいとお思います。

全体で有蓋と無蓋で幾つあるのだから、そして無蓋が幾つあるのだから。有蓋はあまりごみは入らないのだと思うのです、それも信用はなりません。ただ無蓋は葉っぱだの何だのがみんな入りますから、ごちゃっと泥が溜まるということになっています。それらについて即すぐ調べて、役場が動かないのであれば報告をきちんと厳しくもらうとか、さっきは全然点検していないという回答でしたから、きちんとそれらをやってほしいとお思います、いかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

まず防火水槽の個数でございますけれども、防火水槽につきましては町内で128カ所ございます。そのうち無蓋が46カ所というふうになってございます。

それから点検につきましてはでございますけれども、これにつきましては町長の答弁の中でもお話ししたとおりでございます、地区の消防団に点検管理はお願いしているというよりも、やることになっているところでございます。ただ、対応できない大規模な修繕等につきましては、もちろん予算を措置いたしまして優先順位を決めまして実施しているというような中身になってございます。

いずれこれからにつきましては、今後につきましては、再度幹部会等をもちましてその中で、こういう状況のようですというお話をしながら、特にも地区の安全安心を守っていただいております。

ます消防団の方々には、もちろん役場も含めてでございますけれども、把握していただかなければならない状況でございますので、それも含めまして、点検も併せましてお願いするような形で会議を持ちたいと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

この問題はちょっと深刻だと思うのですが、消防関係者らしき人から出た話ですからね、それも一つ加えておきます。どうぞ消防団を信用するのはいいけれども、やはり役場自体がこの目で、二つの目で見るというのも一つは必要ではないのかというような気がします。いずれ即やるということですから、そのとおりにしていただきたいと思えます。時間がありませんから次に進みます。

観光客の関係ですね、長島方面への東稲山、西行桜の森、私も何回か西行桜の森等の峰々は歩いているわけですが、その際でも観光客とたまたま会って、どこから来たのだと言ったら駅前から歩いてきたのだと、どうするのと言うと歩いて帰るとい話なのですね。ですから、そういうトレッキング的な形、西行桜の森なんかは本当に近いから簡単でいいと思えます。東稲山というのはなかなかまた難しい話ですから、それらをひとつコースに入れて、週に1回なり、まず試しに上げてみるとかね、上げてあとは放り出して帰ってくるというような、そういう方法を一つ考えてみたら、西行桜の森は少ない少ないと言われているわけですから、幾らか上がってくるのではないのかというような気がします、そんな発想はいかがですか、農林振興課長。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

西行桜の森につきましては、木工芸館、キャンプ場も整備されていまして、眺めもいい場所ですからトレッキングするにはいいかと思っておりました。ただ、それをですね、実は先程までトレッキングというのは、どういうものをどういうふうに関後やっていったらいいのかということを実は考えながら聞いていたところでしたが、今後そういったトレッキングなんかの専門の方に参考までに意見を聞いてですね、どういったことができるのか、その辺の研究をしてみたいということしております。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

トレッキングとかそんなに難しく考えないでね、ただ歩いて景色を見るというだけの話ですから、それ以上でもそれ以下でもありませんから、そんなに難しく考えないでください。

さっき町長は整備されていないという話をしましたが、西行桜の森は整備されていますから、ずっと頂上を這って、頂上から下ってきてと、ぐるっと回れるような整備がきちんとなっていてますから、3年に1回ぐらいでもどうぞ上がっていただければいいのではないかと思います。

あまり時間がありませんから、そんな要望にだけしておきます。

大きな2番目の国際リニアコライダー、これは先程ありましたから、町長の答弁は11月24日の岩手日報の記事と同じですけれどもね、電子と陽電子を高速で衝突させ反応を調べることで宇宙の起源の解明につながると書いているのですから、これはそのとおりですが、ただ私はもうちょっと近隣市町村に具体的な案内があつて、もっと具体的な説明があつたのかどうかと、なければね、やはりそれぐらいのことをやるべきだということを要望しておかないと、どこでも聞いているのです。一関の一般質問でも3名だか4名だか聞いているのでしょ、だからそういう状態なのです。ですから私も、別の会議で行ってね、あなたの方はどんな誘致運動していますなんて言われたって、リニアコライダーというのは何だということなのです。

ですから、そういう説明会に積極的に、案内があろうがあるまいが行って、もし聞きつけたら行って説明を受けて、こういうものなのだ、こういう経済効果、何千億円だかあると岩手日報では発表しているのですよね、ちょっとその数字忘れちゃったから今日は言いませんが、いずれそういう効果があると言われていているわけですから、それらを全然知らなかった、知らないで今後誘致運動しますという町長の答弁もおかしいと思うのですが、いずれそういう形のものをもっと理解して誘致運動をしないと、九州に持っていかれたのでは困るのだから、東北か九州かと先程町長が言ったようにそういう話ですから、もうちょっときちんとした形で、誘致運動をするならするという形で腰を据えてやるべきではないのかと思います。私もよく内容が分かりませんからこのぐらいにしておいて、よろしくお願ひしたいと、教えてほしいということでございます。

3番目の学校用務員の正規職員に採用ということですが、これは先程言ったように、4人いて現在は3人、1人減になりました。そして現在2人は正職員、1人が非正規職員。正職員は特に来年、再来年あたりですか、何か定年になるということですが、その不補充を町長は考えているような話を組合にしているようですが、そんなことがあつていいのかどうか。ちょっと調べてみましたら、非正規職員の採用は何でやっているのか、ちょっとその辺だけ聞きたいと思います。何の法律によって。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

非正規職員、臨時職員ということでの採用につきましては、地方公務員法が該当するものだと考えてございます。基づきましての非正規職員としての雇用ということで考えてございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

そういう答弁をするかと思って地方公務員法を調べてきました。地方公務員法第17条は、欠員の場合は任用できますという項目、それから第22条については条件付採用、臨時任用についてという項目が第22条、これは6項目にわたってあります。それでこれは人事委員が置かれているところでも置かれていないところでも6カ月要件というのがあるのですね、6カ月以上はで

きない、原則は。しかし再雇用はできます。しかしそれ以上はできない。ですから1年以上は再雇用できないことになっているのですよ、臨時職員の場合。これは地方公務員法ですよ、第22条。ちょっとメモしてもらいたいと思いますが、第22条のそれらについて人事委員会を置いているのか置いていないのかよく分かりませんから二つ調べましたが、人事委員は、こっちは委任しているのですよね、ですから委任しているから人事委員会が合うと思ってやっているのかどうか分かりませんが、それでも6カ月を超えてはだめだと、6カ月を超える場合は人事委員会に承認を得なければだめだと、こう書いているのですね。ですからそれらの関係について、もし地方公務員法でやっているとしたら、その辺のところをきちんとやらないとこれは法律違反ですからね、法律を守る役場が法律を犯しているというようなことになりますから、それはひとつきちんと調査しておいてください。

そして条例上のあれは、条例3404ページ、これには臨時的任用職員人事事務取扱要領というのがあるのです。恐らく私はこれでやっているのではないかと思うのです。総務企画課長が分からなくてもこっちが分かるようだから。それで一般原則は何だかというと、一般職の職員の職について臨時的任用を行う場合は次に掲げる場合とすると、二つしかないのですよ、これは。一つは、天災事変、その他緊急に職員を任用する必要があるが、地方公務員法第17条、さっき言いましたね、第17条の規定によって職員を任用するいとまがなく暫定的に必要な職員を任用する場合が第1点。第2点は、任用する個々の職員の職が永続的、または固定的なものではなく、臨時に職員を必要とする職員に関する場合と、この二つしかないのですよ、条件は。用務員は臨時的な職ですか、今後も永続的にないのですか、固定的なものではないのですか、そういうところがね、全部ここに二つに書いてあるのですから。これによって採用するかしないか、正規にするかしないかというのが決まるわけですから、それをきちんと把握しないで採用していたというのであれば、ちょっとこれは、すぐに出てきます人事院提訴か何かやれば、結果は即負けますよ、これは確実に。このように決まっているのですから、決まっている、それ以外はないわけですから、これは絶対に不利な条項だと思います。それを押して採用しているわけですから、その採用はおかしいと私はと思いますが、総務企画課長、納得しましたか。どういうふう採用。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

雇用につきましては、ただいま議員が申し上げた内容だと思ってございます。ただ、連続的な雇用ということではございません。臨時職員の規定に基づく内で、再任用はいたしますけれども、それ以降につきましては一度中断いたしまして、再度という形のものはあるかもしれませんが、連続的な形での雇用をしているものではございません。臨時雇用に当たるような形の中で取り扱っている内容でございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

どうも頭が固いようだからもう一度言いますが、この人事事務取扱要領では二つしかないですよと言っているのですよ、緊急に必要な職員と固定的でない永続的でない職、要するに3カ月使いますよ、5カ月使いますよというのが臨時職員の取扱いですよということを言っているのです。役場とか農協とかいろんなところの臨時職員が多くなったというのは小泉総理の時なのですよね、小泉内閣の時点で労働者派遣法というのが平成15年にできています。これは全てのものに対して派遣できるというような改正にしましたものですから、いろんなところが臨時になってしまいました。下手すれば今の職員だって全部臨時職員にだってなりかねないのですからね。だから、臨時職員だからあの人たちの問題だろうというような、そういう捉え方ではなくて、自分たちの職員としての自覚、そしてその立場、それをひとつみんなで法的に研究して、そしてやっていかないと簡単に切られますよ、それは。

ですから、そういう意味で、もう少し採用時点で、何か訳の分からない採用もさっき総務企画課長は言いましたが、もうはっきりしているのです、これは。ですから、もし提訴するようなことになれば負けます、確実に負けます。これは地方公務員法も労働基準法も臨時的な職員を頭に入れていないので法律ですからね、あくまで正規職員の法律ですから、それは臨時的なものは本当に特別なのですよというのが、この特別条項なのです。法律的には特別条項です。

ですから、それらをきちんとわきまえて、単に今まで職員だったものの首切って人件費をどうのこうのと、人件費を少しばかり削ろうとして臨時にするというのはね、それは法律を守る役場がやるべきことではないです、これは。法はきちんと守られる、そしてこの秩序が保たれていくわけですから。法を守る役場は法をきちんと守って、こういうところにも、ひとつきちんと処理していただければと思います。最後は町長、1回。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

学校用務員の正規職員の話は、基本的にはやはり必要だというふうには思いますが、ただ先程、私の答弁の中でも話しました、自立の中で今の財政的なところをどうクリアーするかというのが問題でありまして、そこは今研究しているところであります。いずれ他の自治体でも同様の形です、今行っているという事例もございますので、その辺も併せ兼ねてきちんと理由が立つような形での対応をして参りたいとは考えております。以上です。

議 長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7 番（小松代智君）

自立云々というのは体のいい言い訳でね、だから法を破っていいのだということはないでしょう。ですから、そういう面をひとつ検討して、今まで職員だった者が職員ではなくなったのですから、こんな不合理なことはありませんから。これはすぐ温泉にも波及しますからね、温泉の臨時職員だって、私は当初からこれはおかしいのだよと言っていますから、ですからその辺のと

ころもいろいろと検討してみてください。終わります。ありがとうございました。

議長（青木幸保君）

これで小松代智議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 3 分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告 8 番、佐々木雄一議員、登壇質問願います。

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

それでは一般質問を行います。先に提出しておりました 3 点についてご質問いたします。

初めに、体育館建設について質問いたします。

議会の地域懇談会において、新聞紙上に体育館建設候補地の報道がされた後にいろいろな反応がございました。多くは、体育館はまがりなりにも四つある、間に合っているのではないかと。また、道路などの請願を優先順位で片付けられて実現していないのに、なぜ大型施設が先なのだ、というような意見が大半だったような気がいたします。

この体育館建設については、候補地が以前は 6 カ所、それを 2 カ所にしたということで新聞報道がございました。以前は倉町地区が優勢という話もございましたが、今回の新聞報道では第 1 候補として祇園地区が報道されておりますが、この計画にある敷地面積 4,000 平方メートル、これの確保の目処と地権者の了解の見通し、スケジュールでは来年度を計画しているようですが、その目当てがあつての候補地決定なのかということをお聞きしたいと思います。

次に、財政計画で当初示された体育館、これは 6 億 5,000 万円でございました。ところが、国庫補助事業を導入する要件として 10 億円ぐらいというふうになっております。このように金額も変わりましたが、この計画自体が当初の計画から相当ずれていると思うのですが、これで狂いがいいのかどうか。よく財政計画に基づいた計画だから大丈夫だと再三申されておりますけれども、6 億 5,000 万円も 10 億円も同じだということなのかどうかお聞きしたいと思います。

次に、建設検討委員会が開かれておるようでございますが、多く要望があるようでございます。文化的要素や観覧席、冷暖房設備、防災備蓄庫等々の幾多の要望があるわけでございますけれども、先程の金額の規制があるわけでございますし、それら今言われた要望をどの程度含められるのか、含めるつもりなのか、その辺のことを詳しくお聞きしたいと思います。

次に文化施設の関係でございまして、今年、平泉小学校を会場に東北ユネスコ協会の総会が行

われました。私も参加させていただいたところでございますが、私の席の後ろで他県から来られた方が、ここ体育館ですよね、文化会館は何かで使っていたのか、というような会話が聞こえてきました。そういえば平泉町にはそういう体育館以外には平泉文化遺産センターのホールぐらいしかございませんが、みな平面でありますから、平泉小学校は階段状ではあるのですが、その移動式椅子も誰かが動くと大分揺れるというようなことで不安がる参加者もおりました。

そのような中で先日、平泉文化ホールの請願を出したいということで私のところに来られたわけですが、この話は私が議員になる前もございました。あれから既に20年近くとなっておりますが、いまだゴザを敷いて講演会をやるとかですね、そういう状態をどこまで続けるのだというのが、今回の体育館建設にも賛成だけれども文化施設がなさすぎるのではないかということでの多分請願だったように思いますが、これらについて演劇、演奏会、講演会、式典などをする施設について、町内事情についての認識を町長はどのように捉えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

この町民から要望の根強い文化ホール、総合計画では前期では出てきませんが、後期では位置付けられるつもりなのか。私の前に相当質問されておりますから、その中では後期にも含めるかどうか分からないというような不確かな発言でございますが、その辺を明確にお答えしていただきたいと思います。

次に、国民健康保険税についてお聞きいたします。

この件については以前にもこの質問をさせていただきました。国民健康保険税の税額の算定方式はそのとおり4方式あるのですが、市町村の法令で規定されている組み合わせで決定できるということになっておりますから多少期待していたところでございますが、今回は据え置きということになっておりますが、その経過をお知らせ願えればと思います。

また、当町で資産割を継続するという判断の理由も、また併せてお聞きしたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

それでは佐々木雄一議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、体育館建設でございます。

体育館建設につきましては、現在、基本構想、基本計画について建設検討委員会で検討を行っているところであります。

ご質問の建設候補地については、基本構想の中で第1候補地を祇園地区、第2候補地として倉町地区を挙げ、意見をいただいているところでございます。

建設に要する土地の確保については、建設場所が決定した後に地権者の方々に丁寧にご説明を申し上げ、ご理解いただけるよう努力して参りたいと考えております。

次に、建設予定金額についてのご質問でございます。

平成22年度から平成23年度にかけて、役場関係課の担当で組織するワークショップを5回、

また庁舎内の検討委員会を3回程開催し、規模や機能を検討してきましたが、最終的には国庫補助事業を活用した計画とする6億5,000万円の総事業費と新平泉町総合計画に登載したところであり、この金額は現在も変更しておりません。一方、今年度新たに町民から募った委員によりましての新平泉町体育館建設検討委員会を組織し、3回程会議を開催する中で多くのご要望をいただきました。これらの要望を取り入れると総事業費が大きく増加いたしますので、その必要性や事業費の調整等について現在、関係課で検討をしているところでございます。

次に、設備についてご質問です。

現在お示ししている基本構想、基本計画では、スポーツには実際にやるという視点だけではなく観る視点も必要なことから、要望の多い観客席の設置については、体育館の建築面積やアリーナ面積、スポーツ大会の規模や開催頻度などを勘案しながら検討が必要と考えております。また、冷暖房については、ユニバーサルデザイン等の配慮からも整備が必要と認識はしております。舞台の設置については、公式大会の開催にあっては必要と考えておりますが、日常の体育館利用にあってはデッドスペースとなる可能性が高いことから、必要な時に設置が可能な移動式の設備で対応できないか、現在調整を図っているところでございます。

以上のことを含め、町民の要望を建設費にどれだけ盛り込むことができるかについては現在、庁舎内においての関係課で協議を行っているところであり、その中で検討していきたいと考えております。

次に、文化施設についてのご質問でございます。関連がございますので2点について併せてご答弁を申し上げます。

現在、町内で開催される各種講習会等の会場の利用にあっては、150人くらいまでの集客であれば平泉文化遺産センターを、また150人から500人くらいの集客にあっては平泉小学校体育館を使用いただいているところでございます。音響や照明装置については不十分であるということは認識しておりますが、当面の間は現状の施設で対応していきたいと考えております。

なお、文化ホール、文化会館の建設については、建設規模、国庫補助の活用の有無、財政計画との兼ね合いもあることから総合計画に盛り込めるのか、また盛り込むとすればどの時点が可能なのかを含め、今後検討して参りたいと考えております。

次に、国民健康保険税についてのご質問にお答えをいたします。2点についてのご質問ですが、関連しておりますので併せて答弁をさせていただきます。

国民健康保険税の標準基礎課税総額の構成は、50%が応能原則に基づく所得割総額及び資産割総額と、残り50%が応益原則に基づく被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額により構成されており、市町村の実情に応じた配分で算定できるものとされております。土地、家屋等の固定資産を所有していることは、一般的に担税力を表したものといたえますが、資産割は所得割の補完的なものとして設けられたもので、世帯意識の強い農村部に適したものとされております。

議員ご案内のとおり、資産割をなくす自治体もありますが、資産割をなくしたものは中都市に適したものといわれており、県内で資産割を設けていない市町村は、盛岡市はじめ奥州市、一関市など7市町村、資産割を設けている市町村は、当町をはじめ26市町村となっております。こ

のように町村部を中心に県内の多くの市町村では資産割を設けていることから、資産割を継続したところでございます。

一方、近隣の一関市、奥州市を見ますと、先程申したように資産割をなくしているという状況にあることから、地域的均衡にも配慮し、今回は応能分のうち所得割のみを改正し資産割の税率は据え置きしたところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

それでは、正式的には6億5,000万円に変わらない、要はバスケットコート1面だろうが2面だろうが、当初計画のとおり6億5,000万円の予定だということですか。確認しておきます。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

バスケットコート、正式な面がとれて6億5,000万円ということで試算しておりました。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

その設備を、いろいろ要望があったのですが、それらを持っていくとすれば大分予算が違ってくると思うのですが。6億5,000万円の中に冷暖房施設が、これはバスケットコート、何回も言うのも面倒なので大きい体育館、小さい体育館と言ったらいいのか、当初の1面の体育館を小さい体育館とすれば、2面を大きな体育館ということで説明させていただきますが、冷暖房も小さな体育館も大きな体育館も同じということは考えにくいのですが、その冷暖房機的能力も当然違って値段も違ってくる、そして観客席も設ける、これに間違いはないですか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

冷暖房については、当初の計画にはまだ含まれていないというか、検討をしていない事項でありました。要望と視察等を行う中で、必要というふうに意見等もいただいておりますことから、盛り込む方向で今検討をしているところでございます。

それから観覧席については、当初においてはプレーするというような視点から観覧席は設けないというようなところで検討していたところですが、検討会の多くの委員の方から、観覧席については設けてほしいという要望もいただいていることから、現在は設けるか設けないかについて検討を進めているところです。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

今の冷暖房施設だけでも数千万円違ってくるはずですが、それで観覧席、これとて設計段階で盛るとすれば億に近い金になると思うのですが、そうすると6億5,000万円で建てられる施設というのは、過去にいったところでは、近隣では1面である川崎の体育館が8億円ぐらいでしたかね。それで特殊な体育館といいますか、登米の体育館などは2面で、それこそ今回の計画のような冷暖房施設付きの体育館、そこは国体でもバスケット競技で使ったという体育館ですが、それは18億円で、いろいろな補助金で実質登米、当時は町でしたでしょうか、出したのが50万円という異例な建て方をされておるようですねけれども、そうすると長期計画に載っている6億5,000万円でこれら全てできるということで、担当部署では考えているということよろしいですか。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

財政計画の中では6億5,000万円を見込んでいたところですが、多くの方の意見等をお受けするとなるとなかなか難しいというように考えておりました。また一方では、昨年度発生いたしました東日本大震災によりまして大変工事等が多く受注される中、技士の方、それから工事を行う方の人員が確保できないというような背景や、建材等が高騰しているというようなこともありまして、現在、関係課とそのあたりを協議しているところでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

それは5割増しですか、3割増しですか、どの程度を見込んでいるのか。その見込みもなくして計画も立てられないと思うのですが。

議長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

現在のところで何割増しというような、まだ表明をできる段階ではありません。今、町長からもありましたように、関係課の中で調整をしながら方向性を決めていきまして、その中でまた検討委員会の方に、こういう方向でということであらかじめのラインをお示ししながら意見をいただきたいと考えておりました。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

そうしますと、何か話ではパブリックコメントとかいろいろな要望を聞く会なり機会があるわけですが、話は聞くよと、だけれども上限があるからねということで、結果的にはくみ取れない仕組みではないですか、そこら辺はどのように感じていますか。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

現在検討している内容につきましては、町としてある程度の防災的な背景とかですね、それから土地の文化財の関係ですとか、それぞれの持っている部署の例えばユニバーサルデザインの背景とかですね、そのあたりの調整を図ってから、それからある程度のラインをお示ししてというようにところでございますので、基本的なところを調整してから皆さんにはご意見をいただければいいと考えておりました。

それでパブリックコメントを出して、その後には全く意見を聞けないのかということですが、調整ができる分についてはお聞きをしたいと思っておりますし、全く聞き入れられないということではないような形で持っていきたいと考えております。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

候補地ですね、第1候補は祇園地区になったのですが、第2候補地の倉町、ここはハザードマップでも浸水地域になっておりますし、以前にも中学校の玄関付近まで水位が上がった過去がありました。その関係で何センチでも上げたらと言ったのですが、現在の地盤高でまた建設されておるわけですが、その後、付近は道路の建設等や住宅が建って、保水というかあその水位も上がり、以前よりも上がるというような傾向があると思うのですが、その地域を第2候補地として、いまだなお保持しているのは建物を建てる場所としてはふさわしくないと思うのですが、それでも第2候補地なのですか。

議 長（青木幸保君）

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

建設場所については、町内の関係する課にも集まっておきましてご意見をいただいたところですが、第1にしておりました倉町地区については、盛土というようなところで最初は建設が可能かというようなところで進んでいたのですが、今議員がおっしゃるとおりに、ハザートマップとかそれから内水の問題等がありまして、避難施設を持つようなそういう施設にあつて建設が本当にできるのかというような議論の中から、第1候補を祇園地区に移したところでございました。

第2候補というふうに残っているのは、倉町地区については中学校も隣接しておりまして利便性が大変良くて、駅からも、それから中心地からも近いというような、そういう利便性もありますことから、関係課の中で協議する中では、倉町地区もまだ捨てがたいといいますか、そういうような意見もありましたことから、第1候補地、第2候補地というような形で、広く皆さんから意見をいただければというところで残したところでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

大震災を経験してから見るとですよ、あそこに堤防があるわけですよ、堤防の水位は100年に一度は越流する可能性のある高さですよ。そこに最初から分かっているか、そこを候補地としていまだ離さないというのは、私は行政としてその姿勢はどうなんだろうと思うのですが、教育長はそういう部分ではどう考えますか。低いところに持っていった中学校だから仕方ない、その近隣は利便性が良いからということだけで決めていくと、災害が起こってからそこを避難場所なんて到底考えられないわけですが、そこら辺の関連で思うところをおっしゃっていただけませんか。

議長（青木幸保君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

体育館の建設候補地については、庁舎内で第1候補から当初第6候補まで挙げて検討されたということでもあります。その中で当初は、ハザードマップのところまで十分な検討をしないというところで、倉町が一番、先程教育次長が申しましたように、利便性等のことから第1と挙げていたということでもあります。検討していく中で関係課からも、ハザードマップというのがあって、そこは浸水地域であるという指摘もあって、再検討して1と2をひっくり返したというふうな形なわけではありますが、それをいつまでも残しておくのかということなわけですけれども、一応こういう話の経緯として、このような流れで進みましたということでもって検討委員会にも諮っているわけでもありますので、そういう形で残っているということでご理解いただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

分かりました。というか、その経過を残すために残していたという、到底私には信じがたいのですが。行政は何といいますか、議会と対立したがつているのかもしれませんが、以前にも言ったはずですが、ハザードマップもその指摘も、全てそういう部分には耳も目も貸さない状態で進んできたように思います。

今回の体育館にしても、まだ6億5,000万円だと言いながら、実質上はもう10億円以上になるのではないですか、これらを全部網羅していったら。そこら辺、今後詰めることになると思うので、まだそれらは検討もしていないという回答でございますけれども、例えばですね、次の質問項目と重なるのですが、要は文化施設がない平泉において、今までゴザで講演会を聞いていた、敬老会をやっていた、それをあと10年、20年続けるということに対する、何といいますか、そこら辺町長もう一度聞きたいのですが、これから20年後という感覚が、私もあと6年ぐらいで高齢者人口に入るわけですけれども、今の社会保障等の部分で、アメリカの財政の崖ではないのですが、あと数年で、医療費も含め社会保障も含め、崖ではないのですが、相当落ちるといふこ

とは当然この計画書でも、人口動態で中位推計でも、あと8年で7,000人台に平泉はなるわけですよ、人口が。その中で何がふさわしいかということ、もう体育館オンリーでしか考えていないけれども、6億5,000万円以上もかかるのであれば、あといつそういう大型建物を建てられるのだという焦りだと思いますよ、私は。文化関係者からしたら。そうしたら、あと10年も待っていたら私は生きていないというような人もおりました。そういう人たちの声は聞こえないとか聞きたくないのでしょうか、ここで一度立ち止まるのも必要ではないですか。

誰のための体育館なのか、町民の体育館、結局町民に必要な施設なのかどうか最初の分岐点というふうに私は考えます。そこに立ち戻らないと、このまま体育館、小さな体育館か大きな体育館か分かりませんが、その財政負担、いずれ将来の方々が払う、ここで決めた人はほとんど払わない状態で決めるわけですから、そのことの判断はもう少し町民に投げるべきだと思いますが、町長は新平泉総合計画で載ったからこのまま進むというようなお考えですか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

この大型事業については何度か質問もありました。その中で私が言っているのは、とにかく財政が本当に大丈夫なのかというのが基本です。それを無視して、建てました、約束しましたから建てますということは言うておりません。当然何度も言いますが、財政の裏付けがあつての事業実施ですので、そこは約束していますが、その裏付けがあつての実施ですので、その辺は間違いといえますか、理解を是非していただきたいです。

当然文化ホールも、議員も20年前からというふうな話をしておりますが、当然その必要性については私も認識はしております。ただ、今の町の財政で何でもかんでも要望を聞き入れるとなれば、もう到底できる話ではございません。ただ、先程申し上げましたとおり、今、町の体育館を取り壊さなければいけなかったという背景があるわけです。今あったものをどう建設するかということ、第一義に考えて、ただつくるには、皆さんのご意見を聞けば中途半端な体育館ではだめなのではないかという話で今議論になっているわけですよ。そこだけは何とか理解していただきたい。

何でも要望があつたからそのとおり全部やるというのは今の財政では難しいんです、正直言って。ですから取捨選択しながらほかの事業もあります。道の駅もあります。スマートインターチェンジもありますし、ただそれは当然、財政計画を見ながらそれぞれを、事業年度も決めながらやる。ただ、前期計画の中に入れたから全部それを5年以内にとか、平成27年、平成28年に全部つくりますよということではないです。それは当然その時代の背景なり、そういうふうなものが当然出てくるとお思いますので、それを目指してはやりますが、社会情勢も変わってくるでしょう、今後の政権も変わればどういふふうな形になるか分かりません。そこはその場での判断といふのは必要になってくるとお考えしております。基本的には一応そういうふうな考えで進めて参りたいとお考えしております。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

私も同感なのです。そこは違わないと思います。だけれども前の平泉町体育館を壊す部分では、耐震方向が一方向なので弱いのはその部分だから何とかと言ったのですが、リベットがだめだとかそういう部分で取壊すということになったのですが、ですが、その頃でも新しい体育館をすぐつくるとい話にはならなかったはずですよ。というのは公債費比率が20%を超していたからですよ。それが今では18%を下回りそうだと、良い時に町長になれたと思うのですが、結局それでも今後3年過ぎたら中学校の公債費が今度は浮上してくるわけですよ、その部分とか、今後6億5,000万円から10億円になる、3億円なり4億円上乗せになるかもしれないという時の町長の判断としては、その公債費比率なのか。内容だとは言われるのですが、その判断は何に基づいてやるのですか。財政的な判断をするとおっしゃっておるわけですから、これらの判断、総合的だと多分言うだろうという予想はつきますけれども、何を基準に考えますか。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

基本的には、実質公債費比率18%超えないような財政計画を、きちんとした形で進めたいと考えておりますし、今、体育館の6億5,000万円も積立金の公共施設等整備基金というのがあります。それを低めにはちょっと抑えての財政計画をしております。実際にその基金を全額使った場合どうなのかということでシミュレーション的なところで、今それぞれ関係各課で検討しているというのはそういうふうなところでございまして、その辺のいずれ最終的には、何度も申し上げますが、財政の部分は一番気になるところだということでございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

当局からもらった財政見通しで、平成28年に単年度収支がマイナス予想ですよ、公債費含んでだったと思うのですが。これ当然6億5,000万円から、大きな体育館になったので上げると思うのですが、今段階で平成27年度に歳入歳出の差引きで2,700万円のマイナス、これは財政調整基金等で埋めるという説明はあったのですが、そうすると現在の小さな体育館の計画をどの程度にするかによってここが違うと思うのですが、現在の計画では1億円ぐらいを基金から、確か起債を減らしている状態で計画されておるのですが、それ以上にすると、あと何億ぐらいを考えた計画の修正になるのか。パーセントでは言えないということですが、今段階でも大体積む要望に応える試算はされているのでしょうか。

議 長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

議員の今のご質問については、今後その事業費が増えたと見込みでの財政見通しの見直しというところでございましょうけれども、まだ増える見込みの試算ができてございません。それらを現在、担当課の方で調整中でございますので、その調整がまず終わりましたならば、それに合わせた形の試算をしてみるというような方向性でございます。その中で、これから計画してございます事業も大型事業もございますので、それらの影響等も踏まえながら、また更にそれを調整を図っていくというような形になろうかと思えます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

今後財政の検討を待ちながらとは思いますが、やはり懇談会等で聞くとですよ、もう高齢化率30%を過ぎて体育館がほしいという高齢者、元気な高齢者が何人いるか分からないのですが、大方の方は文化会館とかそういう部分を希望されておるといふように、私は懇談会で質疑応答で感じたところです。

ですから体育館もそのとおり、なくなったから建てる、それは分かりますよ。ない間に使っている利用率、調整しているから7割だという話ですが、これ5割に持っていくための体育館ではないとは思いますが、体育館が幾らあればいいか分からないのですが、ですからどの線でやるか。例えば軽自動車に乗っていたのを車屋に行ったら補助金があるから倍の普通車になったというようなことで、本当に財政見通しがつくのかというのが町民の偽らざる不安といいますか、疑問といいますか、その部分だと思います。

ですから町長、ここです、体育館は計画に載ったから当然行政手続き上、何の瑕疵もないでしょうからこれで進みたいというのが行政側の気持ちかもしれませんが、町民に寄り添うとすれば、総合計画でも協働とか住民参加とかいろいろ書いてありますが、この計画に住民参加できない状態に私はあるように感じますが、これ、そういう協働なり住民参加の手続き、もう少し立ち止まって、世界文化遺産になった平泉にふさわしい体育館、幾ら増えてもゴザを敷いて講演会をやるというような状態を今後20年も30年も続けるというようなことが本当に良いかどうか、もう一度お答え願えませんか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

講演会をゴザでということですが、講演会は今でも、この間のいろんな最近の部分については小学校を有効利用していただいております、決して体育館で冷たいフロアの上でゴザを敷いてというふうなことにはなり得ていないと。やはり平泉小学校のあの体育館を、当然稼働ですから動けばちょっとぐらつくのは、でも安全は確保しているというふうな思いでございます。ただ敬老会については、どうしてもそのスペース的なところ、食事もとっていただくというふうなこともありまして、様々それについては婦人団体の方々とかです、お世話していただいている方々

からの様々なご意見もあります。それは若干ですが、改善できるものは改善しながらというふうなところを、ご指摘いただいているものについてはその指摘に合うような形で今進めております。

ですから、文化ホール的なものは不便といいますか、今ある施設をとにかくみんなでどう活用していくかというのがやはり一番、今我々もですが、町民にもその辺はご理解をしていただけるような形で進めて参りたいと考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

小学校を使うのはいいのですが、芸術文化協会の2月に行われるのに町長は参加したことがございますか。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

開会の部分でですね、最後までは見えておりませんが、前段の部分は見させていただいております。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

私は観客席で見ましたが、外と同じ服装でないとしても見れない状態ですよ。体育館だから遠赤外線で暖めたといいながらも全然暖まらない。あれは体育している人たちが暖まる程度のものです、体育館全体が暖まるわけではない状態でやっていますし、この文化的な施設をつくることによって、今小学校を使っている部分だって体育館として使えるわけで、そういう幅に稼働だって、利用率だって違ってくるとは思うのですが、そこら辺今後とも考えていただきたいと思えます。

ですから、住民に問うということはしませんか。体育館一本でもう決まったことだから進むという決意でおられるのかどうか、もう一度お願いいたします。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

文化ホールにつきましては、大変利用率といいますか、体育館よりも大変利用率が芳しくないというのは、この近隣の9市町村でそれぞれホールをつくっている現状、その内容を聞いてみますと、なかなか大きいところにイベントといいますか、いろんなコンサートも行ってしまうと小さいところまでは来ていないと。確かに地域の方々は、自分たちの町民劇場とかそういうふうなもので使われていますが、実際に使用しているパーセントからすると大変低いというふう聞いておりますし、更に大変なのはメンテナンス、どうしても、使わないからこの部分はもう止めますというわけにはいかないということで、維持費が膨大にかかっているというその実情も聞いて

おります。

いずれその辺もですね、確かにほかにあって何で平泉にないのだというふうなご批判は私も何回も聞いております。ただ、それだけの人口規模なり団体の数なり、そういうふうなものも十分に勘案しないとですね、むやみやたらに箱物というのは、当然議員もご存知のとおり、大変維持費というものがかかるというのはそのとおりでございますので、十分その辺も勘案しながら、今後の箱物については検討して参りたいとは考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

町民の願いもいろいろあります。請願を出されて道路もまだ完成していないという不平不満も多うございますし、大型施設への需要もそのとおりありますが、財政を見ながらという町長を信じるしかないのですが、そこら辺はちゃんと目を見開いて。今まで10億円ぐらいの施設ですと補助金一つではないのですよね、いろんな補助金を使って建てている市なり町がほとんどでございます。今は大分絞られてなくなったのかもしれませんが、そこら辺は常にアンテナを高くして検討を継続していただきたいというのを要望として上げておきます。

次に国民健康保険税、据え置きにしたからいいだろうということのようですが、これ農村地帯には農地を抱えている人がいるからという安易な考えかもしれませんが、今、年金をもらって農地を所有して、それほどの資産価値といいますか、大分落ちていると思うのですが、それでもまだ課税するという、取れるところから取るということですが、それで大変農地を抱えて地主にはなっておるけれどもということで苦慮している部分を耳にするところですが、そこら辺はどのような、そちらに届いている声はどういうことでしょうか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

先程の佐々木雄一議員がおっしゃるとおり、いろいろと国保税については医療費が増大している中で、このように改正しなくてはならないというのが現状だということは十二分にご理解はいただいていると思いますし、今おっしゃりましたように、本当に資産を持っていて年金生活で大変だということまではこちらには来ていないのでございますけれども、ただ、今、例えば収納率だったりそういうのを見れば、どうしたって国保の被保険者については低所得の方というか、そういう方たちが構成しているということになりますので、なかなか国保税の医療費に見合うぐらいの国保税がなかなか収納できないというような状況はあります。

ただ、どうしても、その中でも今回所得割と資産割については、資産割については県内の市町村の状況なんかも見まして、資産割については改正しなかったのでございますけれども、このまま4方式ということで継続をさせていただいたところですし、これはこれから、先程町長が話をしましたように、実際近隣であります一関市とかは資産割がないというような状況でございます。きっとこちらの方も農村地帯とかは同じような状況もあるとは思われますけれども、やはり地域

的な配慮というか、そちらの方を考えていくということで、まず今県内の市町村の様子を見ながらということで、当分は資産割を継続していくこととっております。

また、新聞でもご覧になったと思いますけれども、18%ぐらいの増に1世帯当たりになるわけですが、その時にも、昨日も高橋幸喜議員の中にもありましたけれども、保険者としてそういう医療費の抑制なんかも図ったりしながら、そしてまた納付できない方への納付のお願いをしたりということを努力していくことかと思っておりますので、まず資産割については継続というところで今回示したところでございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

この問題点としては、非課税世帯主は資産割がかからない、ましてや史跡地なども当然かからないというような部分もありますし、町外の不動産、これは採用されていないので、町内以外に土地なり建物を持っていても、大金持ちの方が町外に資産を持っていると思うのですが、そういう意味でのこれらは不公平感を禁じ得ないところですし、共有名義の部分での持ち分もかかっていないと思うのですが、ここら辺の改善点は何か考えておられますか。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

改善点ということではないのですけれども、例えば資産割をなくすというか、資産割を今回は据え置いておりますけれども、それを議員おっしゃるようにやめるというかなくするという場合ですね、今、町の方でも改定するにあたって試算した時にですけれども、例えばまず今、課税対象額なんかについてなのですけれども、その部分についても結構大きな、資産割をなくすことによって大きな数字になってきますし、対象というか被保険者自体も、今被保険者が2,500人ぐらいいますけれども、そのうちの800人から900人ぐらいの方が資産割の対象になっていますので、それを外していくということになりますと、今度は所得割層というか中間所得層というのですか、そういう方たちにもすごい負担がかかっていくということになると思います。

議員おっしゃるように、確かに平泉町内ではなくて他の市町村に資産を持っている方とかもちろんいると思いますけれども、もう少し広い意味でというか、所得層にもいろいろ配慮しなければいけないのかということで今回はこのようにしたところでございます。以上です。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

それとですね、今回改定する理由として高齢化はそのとおりでしょうが、医療の高度化、保険給付の増加になっているのですが、これだと1人当たりの調定額は減っているように見えるのですが、これとの関係ではどういう関係にあるのですか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

医療費につきましては、平成22年度、平成23年度、平成24年度とこう見てきますと、平成22年度と平成23年度であれば、例えば平成22年度であれば6.4%ぐらいの増というような感じになっていますし、平成23年度は、その高額療養費とかは増えたりしているのですけれども若干減っています。そして平成24年度の推計でいきますと、今この決算に合わせて推計した時は、1.7%ぐらいの増に医療費についてはなるのですが、今見込みでまた4月から9月までの実際の医療費の支出とかも見ていきますと、またそこでも現在12%ぐらい増えそうな、今、平成24年度なんかもあります。そういう状況でありますし、国保税の調定額についても、平成22年度、平成23年度と減っているような状況でございますので、どうしても調定額に対して医療給付費の分は大きくなっているというような状況です。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

説明ではレセプト点検等で多少、ジェネリックでですか、レセプト点検も始めるというふうに聞いたのですが、そこら辺の強化の度合いとか、どれほど改善額に反映できるものなのか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

レセプト点検につきましては現在も行っておりまして、毎月3,000件くらいあったと思うのですが、その中で再審査をしていただいたりしてその効果を上げているところですし、ちょっとこれからの効果額というのは分からないのですが、昨日高橋幸喜議員の中で平成23年度の効果額が170万円程出ているような状況です。後発医薬品につきましては、平成25年度から医療費の通知の中でお知らせをして、1人当たり例えば、このぐらいの先発の医薬品と後発の医薬品を使った場合の差額はこうですよというような通知をしましてやっていければと思います。今、後期高齢者とかは通知をやっているようですし、町の国保としても、新しく国保の被保険者になる方とかは、その辺のリーフレットとかチラシとかを渡して、こういう使い方があるのでですよというようなお知らせはしているところですので、医薬品の部分の効果というのはこれからだと思いますので、その通知につきまして平成24年度から順次回数を増やしていくことかと思っております。以上です。

議長（青木幸保君）

これで佐々木雄一議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 1 3 分

再開 午後 3 時 3 0 分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

通告 9 番、阿部正人議員、登壇質問願います。

3 番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

私が最後ということですが、あまり難しくなく簡潔にお話ししたいと思うけれども、なかなかあれですけれども、ひとつご協力をお願いします。

先に通告しておりました 5 点について質問いたします。

日本経済は少子高齢化、長引くデフレ、歴史的な円高、巨額な債務といった抱える難題が蓄積されております。果たして安定成長の軌道に乗せることができるかどうか問われている今日であります。こうした中で景気対策の一環として取り上げられているのが減税と子育て支援であります。本町では健康保険税の見直しを考えていますが、できるだけ税の負担率軽減の調整を図り、若者の定住化につなげてほしいと思います。

そこで伺います。第 1 点目、国民健康保険税についてであります。

第 1 件目、国民健康保険税を増税しなければならない実態と原因は何か。

その一つ目、最近の就業者の動向は。

二つ目、社会保険及び組合保険等より国民健康保険への切替えは。また、国民健康保険以外の保険加入者の調査はしているか。

第 2 件目、値上げの状況に対する町民への負担軽減の対策は講じられないか。

第 3 件目、財政調整基金の取崩し等の考えはないか。

第 2 点目、防火水槽の危機管理についてであります。

備えあれば憂いなしという話がありますが、昨年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災の災害の教訓を学び、消防施設整備の定期的点検の実施を行うべきと思います。先般、町民と議会との懇談会の席にて要請のありました防火水槽の土砂堆積、ヘドロの件で水位が減少していることについて、1 1 月 2 6 日現地踏査を行った結果、次の点について伺います。

第 1 件目、防火水槽（無蓋）設置に関する件について、定期的に監視を行っているか。

第 2 件目、特に長島の 7、8、9 分団において、水槽に土砂、ヘドロの堆積箇所が数カ所程見受けられる。これにより水量が不足して消火活動に大変な影響が懸念されるが、早急な修繕が望まれるがいかがか。特に堆積土量のひどい箇所を参考に挙げてみます。1 カ所目、長島字新田、山平ナナ子宅前、深さ 9 0 センチ。2 カ所目、長島字俄坂、鈴木良治宅付近、深さ 8 0 センチ。3 カ所目、長島字古館、佐藤時雄宅付近、深さ 5 0 センチなど、まだまだありますが、以上 5 0 センチ以上の層厚について述べました。

次に、第3点目、道の駅構想についてであります。

今後町の次代を担う農業、商業の振興発展に寄与するものと思われまます。また、生産から加工、販売までの六次産業化で町民が大いに期待を寄せているところで、少し遅すぎたかとの声もあるものの、世界文化遺産登録による観光客増加に合わせて、施設、建築物等が悔いのないよう広く町民の声を聞き設計していただきたいと思ひます。

そこで第1件目、平成27年の建設計画が予定されているが、多くの住民の声を取り入れさせていただきたいが、その対応は。

第2件目、施設の面積、建物概要についてはどのような考え方をしているのか。また、参加者を募ったのかどうか。

第4点目、道路維持、河川補修についてであります。

第1件目、国道4号線バイパス高館橋付近太田川沿いの河川について、草木、つる等で景観形成上好ましくないと思うが、町としてはどう考えているか。

第2件目、平泉巖美溪線の毛越寺駐車場前から高速トンネルボックス入り口にかけて、更には毛越までの萩の木が歩道へ垂れ伸びている件についてはどうか。

第3件目、大沢線の高速道路ボックス付近フェンスの草木の件、排水溝掃除については。総じて環境美化に取り組んではいかがか。

第5点目、道路改良についてであります。

ねずみ沢線の住宅密集地までの道幅が特に狭い、道路改良の計画実施はどう考えているか。

以上、町長の明確なご所見をよろしくお願ひいたします。なお、重複している件につきましては簡単に回答していただければありがたいです。

議 長（青木幸保君）

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、阿部正人議員のご質問にご答弁を申し上げます。

一つ目の国民健康保険税についてでございます。

初めに、国民健康保険税の改正についてでございます。

国民健康保険制度は一部負担金以外の医療費の支払いを、国保税と国、県などの負担金で賄うものとされていますが、当町の国保財政は被保険者の高齢化や新しい治療の開発、医療技術の高度化などにより医療費が増加傾向にあり、診療費、調剤費の医療費の総額を見ましても、平成21年度6億8,400万円、平成23年度には7億1,900万円と5%の伸びとなっております。一方、収入の根幹となります国保税は、経済不況などによる所得の伸びの鈍化など歳入の確保が困難な状況にあり、平成21年度国保税総額は1億8,000万円、平成23年度には1億6,000万円と11%の減となったところでございます。赤字額補てんには国保財政調整基金の取崩しも行って対処してきましたが、平成20年度末4,000万円を超えておりました財政調整基金は、平成23年度末1,400万円まで減少している状況であります。このような状況から今回の税率の改正を行おうとするものでございます。

最近の就業者の動向でございますが、国保の被保険者は大方が農業や商工業等自営の方、年金生活者等であり、10月末現在、被保険者2,481人のうち20歳以上の被保険者が2,287人となっております。また、倒産や解雇による離職者の国保加入者は増加しており、11月末34人となっております。国保への切替え、他保険加入者の調査につきましては、国保の手続きといたしまして他保険から国民健康保険加入について、所属する健康保険者からの資格喪失証明書の確認において加入をしていただき、また国保から他保険に移動した方についても国保の喪失届の提出をいただく事務となっております。国保資格の確認を徹底し、国保運営に影響を及ぼさないよう努めているところでございます。

次に、町民への負担軽減についてでございます。

国保の給付は大半が医療給付ですので、収めた国保税の多少にかかわらず誰もが同じ内容の給付を受けることとなります。負担能力があるからといって無制限に収めていただくわけにはいきませんので賦課の限度額が定められておりますし、一方、下限についても国保税の応益分、平等割、均等割を賦課することで最小限の負担を求めています。保険税負担の厳しい低所得者層につきましては応益部分、平均割、均等割でございますが、それを7割、5割、2割の軽減する制度を設けているところでございます。

次に、財政調整基金の取崩しにつきましては、先にお話ししたように単年度の赤字補てんに基金を取崩して賄ってきたところでございます。平成24年度の状況も9月補正で繰越金分を基金に回すべく積立てを行ったところでございますが、療養給付費、高額療養費等支出増が見込まれますことから、12月補正において積立ての取崩しを行い補てんしなければならない状況でございます。

次に、大きな2番目の防火水槽の危機管理についてでございます。

無蓋の防火水槽の定期的な監視を行っているかについてのご質問でございます。

このご質問につきましては、小松代智議員の質問への答弁と重複するところがありますが、ご了承くださいたいと思います。

初めに、防火水槽、消火栓等の消防水利や消防機材の管理につきましては、管理台帳及び消防団幹部会等の際に各分団長からの情報提供を受け状況の把握に努めているところでございます。また、各分団管轄区域に設置されております消防水利施設等の日常的な点検も含めた維持管理につきましては、その施設が設置されている地元消防団にお願いしているところでございまして、町としての独自の点検は、地元分団からの補修等の要望があった際に実施しているのが現状でございます。

次に、長島の分団の防火水槽への堆積土砂による水量不足に伴う消火活動への影響についてのご質問でございます。

今回の議員のご指摘の防火水槽の堆積物による水量の減少につきましては、把握しておりませんでした。しかし、このことにつきましては、消火活動への影響が懸念されますことから、地元消防団との連携体制を更に密にして詳細な状況の把握に努めますとともに、今回のような内容で地元分団での対応が困難であるという事案につきましては、消防団幹部会に諮り今後の対応を早

急に決定し、更なる維持管理体制の強化に努めて参りたいと考えております。

次に、大きな三つ目でございます。道の駅構想でございます。

建設計画に住民の声を取り入れていただきたいが、その対応はというご質問でございます。

昨日の升沢博子議員への答弁と重なる部分ございますが、お答えをいたします。道の駅整備を進めるにあたっては、先に申し上げましたとおり、できるだけ多くの住民の方が道の駅に関心を持ち参加できるよう、様々な機会を捉えながら情報の提供に努めて参りたいと考えております。そのために施設整備検討委員会を設置しておりますし、今後ワークショップや講演会の開催を通じて道の駅整備を広く周知し、住民と知恵を出し合いながら、地域の活性化、産業振興につながるよう施設整備に努めて参りたいと考えております。

次に、施設の面積、建物の概要についてでございます。

このことにつきましては、休憩、情報交流、地域連携の道の駅として基本的な機能を確保した上で、地域振興施設を核とした整備の充実を図って参りたいと考えております。中でも町で整備する地域振興施設につきましては、施設整備検討委員会での検討を踏まえ精緻化していくものがありますが、産直や物産販売、レストラン、多目的広場、展示コーナー等の整備を考えております。また、道路管理者である国では、トイレ、道路情報施設、無料休憩所等を整備する計画となっております。今後施設レイアウトについて検討して参りますが、利用者の利便性、快適性に考慮した配置になるよう検討を進めて参りたいと考えております。また、参加者につきましては、農林商工業関係者や本事業に賛同してくださる住民の方々を基本に、平泉の道の駅にふさわしい能力を兼ね備えた駅長の人選と、民間主導による運営主体の選定を進めて参りたいと考えております。

次に、大きな4番目の道路維持、河川補修についてのご質問でございます。

初めに、太田川の下流沿いの河川の景観についてであります。町では国土交通省に対しまして北上川水系に係る樹木の伐採要望をいたしております。JR平泉跨線橋から下流北上川までの太田川河道内の樹木の伐採につきましては、今年度において国土交通省が定める北上川上流樹木管理計画に基づいて国土交通省が伐採を行うとのことでございます。

次に、主要地方道平泉巖美溪線の法面にあります萩の木管理についてでございます。平成19年5月に岩手県建設業協会一関支部が平泉の世界遺産登録を目指す一つの礎になればとの思いから、一関市と平泉町を結ぶ観光道路として主要地方道平泉巖美溪線の県道沿いに萩を、毛越寺の萩まつりの盛り上げと環境美化を目的に植栽されたものでありまして、維持管理につきましては、毎年、建設業協会一関支部全員による草刈りを7月頃行っていたと聞いております。また、今年度より5月から10月まで毎月、平泉町内の支部会員による草刈り整備を行っているとのこと、ご指摘のとおり萩が長く伸びたことから、今年度中に刈り取る予定であると報告を受けているところでございます。

次に、大沢地内の高速道路ボックス付近のフェンスの草木についてのご質問でございます。

現地を調査して交通に支障があると判断された場合は、ネクスコ東日本に伐採等の要望を行いたいと考えております。また、排水溝の掃除を含めた維持管理につきましては、揚水機で地元受

益者の方々による泥上げ等を行っておると聞いておりますが、集中豪雨等により排水溝の埋設の際は、町において除去を行って参りたいと考えております。環境美化の取り組みにつきましては、町民それぞれ施設管理者のご協力をいただき、責任分担を図りながら進めて参りたいと考えております。

次に、大きな5番目の道路改良についてでございます。

町道ねずみ沢線の道路改良工事の要望につきましては、宅地化が進んでいることから新平泉町総合計画前期計画で計画する方向で検討をしているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございました。では順を追って再質問をして参ります。

国民健康保険税については、昨日5番、高橋幸喜議員も質問いたしましたから、それに重複しないような形で、それと8番、佐々木雄一議員も先程質問していましたので、割愛しながら質問して参ります。

まず国民健康保険税を上げなければならないということを説明していただきました。その趣旨については私も理解しています。ただ昨日、その保険税について高橋幸喜議員の質問の中で、県下の37市町村の中で37分の33ですか、よそを見れば、33中33、訂正でございますが、それでそういうようなことでお話しされましたが、ただ、各々について先程同僚議員が話したように、負担率、医療費資産割とかね、そういう様々な3種類の医療問題、それについては別々にデータが出ておりますけれども、いずれその考え方、県下で一番低いのだからということではなくて、今なかなか働く人たちも大変な、この雇用関係にしてもなかなか大変で、値上げされると本当に生活費にかなり影響してくるというようなことでございますが、その観点からして、県下で低いから上げるということではなくて、やはりそれなりに上げるためにいろんな収益も考えてね、収益というか、歳入面も考えた上での検討をなされたというのであればそれですが。いずれそういうことであれば、例えば職員給料でラスパイレスがかなり、市町村で1～2番ですね。ですから、そういう収支ではなくてもっと説明できる、医療費がかかっているのだよというような、医療費は大分かかっているよと、ただし財政調整基金4,000万円が5年間で1,400万円もあれですね。今まではそれなりにその範囲内で、財政調整基金取崩しでやってこられたのですが、そういうようなことで一気に値上げをされた。医療費の場合のこれが4.5%から6%、1.5%上がったのです。それから資産割の方は先程話したように据え置きということでございますが、いずれそういうような中で、これは上げなければならない、医療費の問題ばかりではなくてね、療養費がかかるというだけではなくて、それなりの説明というか趣旨、それなりのものがないのかということですね。応益応能の採用方式で、所得割、資産割、均等割、平等割ということの中で平泉は旧市旧7町村の中に入ってやっていますが、3方式というのもあって、所得割、均等割、平均割、先程町長が説明したように、資産割は農業に関してのこれだと、先程ちょっと話をすれば、農業の土地の資産なんて大したことないのだ、それまで取るのかという同僚議員も話をしましたが、

いずれそのような今上げ幅を考慮できないものかどうか、その辺をお願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

本当に国保税の値上げについては、皆さんにご心配をかけているところであります。先程町長も話をしましたように、どうしても値上げしなければならないという原因につきましては、議員おっしゃるとおり本当に医療費の伸びが、医療費が平成21年度と平成23年度と比べても、先程も言ったのですが、5%ぐらい増えております。平成22年、平成23年、平成24年の平均を見ましても2.3%ぐらいの増となっているところです。その中でも、さっき佐々木雄一議員の時には総額では言わなかったのですが、例えば平成24年度の税の調定額で見ましても、平成20年度の比較では1,790万円程、また平成23年度の比較では260万円程、調定額自体でその税の部分も減少しているような状況でございます。

また、今議員おっしゃるとおり、医療費については今月はこのぐらいかかるからというのが全然見えない状況なわけですね。例えば、これからインフルエンザとかがかかってくれば、またそこでもボーンと医療費がかかります。また、長期的に入院している方、それから急に手術をしなければいけない方ということで、そういう方たちのための保険ということでこの国保の制度があるわけですがけれども、そのように医療費の状況が分からない中でまず平成22年度くらいから推移を見てきて、今話したように医療費は増えている。

そして、ただし税の調定額は減っているというところと、再度話になりますけれども、国保の財政調整基金についても4,000万円あったものが平成23年度には1,400万円に、また今度12月補正でお願いするところでございますけれども、実は平成24年度の医療費の見込みを見ましてもどんどん増える状況で、実は400万円程度の基金になるのではないかと、ちょっと危惧しているところでございます。そのような状況から国保税の値上げということで皆さんにご協力をいただくということになります。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

その趣旨、この間いただいた資料に基づいてお話ししますと、療養給付費交付金、こういったのを見ますとね、平成23年、平成24年、平成25年、上がり下がりを見ますと、900とか400、それに比べて歳出の面でございますが、療養諸費ですか、こういったものの上がり下がりを見ますと、例えば平成24年の療養費5億3,123万5,468円で、平成25年には、これ改正前ですよ、5億4,345万3,880円、前年度対比2.3%というふうになってはいますが、それ歳入面でもこの療養給付費交付金が入っているのが、平成24年が6,559万9,075円、平成25年が7,392万4,422円、対前年度比12.7%歳入が増えているのです。そういうような観点からして、いずれ一気に4,000万円から、今まで4,000万円の中で取崩しをしてこられたのですから、その辺いかな。

また、平成26年以降のシミュレーションはどのようなふうに、今回上げてこれで間に合うのですか、いかがですか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今、議員がおっしゃた平成24年度と平成25年度の療養給付費交付金というのは、これにつきましては計算の方法とかがありまして、例えば療養給付費交付金であれば、この療養給付費交付金というのは退職者の医療制度にかかる部分なのですけれども、退職者というのは大体普通は60歳で退職してきた時に、その方たちが急に退職して国保の制度に加入するわけですよ、そうすると保険者である国保の会計はそこで人数も増えていくということで大変になったりする、そこら辺の調整のために被用者保険という国保以外の保険、議員も入っていると思いますが、例えば建設業だったり私たちの共済組合だったりとあるのですけれども、そういうところから、支払基金とあるのですが、そういうところで退職者が急に国保に増えるというようなところを調整するためにいただいている交付金なものですから、どうしても平成24年度はどんと減って来年度はまたちょっと増えるかというような、医療費のかかり具合によって調整されるものでこういう変更はあります。

まず今回、平成25年4月1日から税率改正をすることで平成26年度まで見込んだことでございますが、平成25年度に670万円ぐらいの不足が見込まれます。そして平成26年度には3,200万円ぐらいになるというような方向でございます。そのことによって平成25年度からの税率改正をしまして、ただどうしても、それ以降はということでございますが、実は平成27年度についてもこの医療制度の改正が今見込まれているところでございますので、平成26年度以降につきましては今後、制度の状況も見ながら検討していくということでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

また端折ってお話ししますが、歳入面の国庫支出金これが一定になっていませんが、これは比率で決まっているのですか。この流れを見ますと随分変動していますが、この国庫支出金というのは同じパーセントで来るものでもないのですか、どうなのですか。これ掛け算が一定で決まっているものではないのですか。

私が言っているのは、前年度に上げ幅が歳入面が多くて、この資料ではですが、歳出面ではその歳出額のパーセントが少ない。この資料から見てですね、これになかなか納得できない部分があるということで質問いたしました。

それと、時間もあれですが、例えばこういう今、平成26年以降のシミュレーション上げなくてもいいのかというようなことを、それも伺いますし、それとその対策として、例えば健康増進、いろいろ町ではやっておられますが、様々な検診ね、癌検診とか、様々な医療の抑制です

か、やられています。その中でひとつ、更にね、例えば私、一般質問でお話ししました人間ドック、こういったものなんかもね、無料で受けられるようなそういったものもね、無料というかそういう検診を、若い人は特に補助をもう少し出してやって受けさせるようにしたらいいのではないかと思います、そのあたり。今は人間ドックに例えて言いましたけれども、いろんな医療面、そういう医療費の控除、こういったものもやっていらっしゃるのだけれども、療養費をかけないためにも定期的健康を更に増やしていただければいいということでございますが、その辺についてお伺いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

1点目なのですが、国保の改定というのがなかなか数字難しいところがあるかと思えますけれども、この計算には一定のルールがありましてこのように計算しております。ですから、単純に去年がこの金額だったからそのとおりに進むということではなくて、例えば医療費の計算も3月診療から2月診療で1年とかなりますし、そのことによって前年度だったり前々年度を計算されて交付金とか負担金の計算になります。また、国の負担金につきましては、確かに平成23年度までは34%だったものが、平成24年度は32%になっているというところで、そういう率で下がるものもございますが、まずこれは一定のルールに従ってということでご了解いただきたいと思えます。

また、先程も話したのですが、平成26年度以降どうするかということにつきましては、平成27年度に医療制度の改革が予定されているということがございますので、それが国の方から示された時点でまた再度検討させていただきたいと思っているところでございます。

もう一つ、保健事業、当課についてでございますが、今、国保としては国保の保険者として特定健診とかをやっているわけですが、昨日も高橋幸喜議員の中でも話はしましたが、受診率を向上させて多くの皆さんに健診していただくことかと思っておりますので、ここは兼務発令出ています保健センターの保健師等と相談しながら、健診の受診率について工夫していかなくてはいけないところかと思っているところです。また、国保の被保険者だけではなくて、町民皆さんに向けた健康づくりのための講演会なんかと一緒にできればいいのかと思っているところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

特に人間ドック、昨年255人のようですが、横ばいですが、中にはそういうような積極的に若い人たちを検診に補助金を出してやれるようにしていただきたいものだと思いますが、その人間ドックについていかがですか。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

人間ドックについてでございます。今、新年度の予算要求に向けて対象年齢の、今は40歳以上の方を対象にしているのですが、その年齢の引下げ等について検討している段階でございます。若い人たちにも受けていただきたいということで検討しております。国保の被保険者について人間ドックの事業の対象年齢の引下げについて検討しているということでございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

分かりましたが、先程、財政基金の取崩し、または一般会計からの繰入れ、こういったものについてもなお検討していただければいいものだと思いますが、前段で同僚議員がお話していませんので、これは時間の関係でそれで終わりますが、その中で一つですが、健康増進のための食料改善、食の改善ですね、こういったものを、ちょっと私、一昨年ですか、産業建設常任委員会で行ってきたのですが、粋き活き農場というの、健康で胚芽米を食べてね、この胚芽米というのは参考ですけどもね、これは大潟村ですが、これは粋き活き農場ということでございます。井手さんという方だったのですが、これはやはり医療に積極的にこの米、胚芽米を利用して、それこそビタミンなんか普通の米の23倍もあるということを利用して、これ全国で医療費が最も少ない市町村トップ10になったということですね。私が言っている健康増進もあるが医療費の抑制、こういったものもね。それで今この米というのは、昔の字で書くと米、元気の氣なのですが、いずれ胚芽米を食べると元気になるというのですが、この元気の氣というのは米偏なのですよね、昔の字で言えば米偏。それでこういった食の改善、こういった諸々、米によって23%もそれらの健康につながるということですから念のために申しておきます。元気の氣と書く時は米偏でしたね、米ということで、そういうことで念のためですが、そういうようなことで、これはひとつ、そういうような食の改善もお願いしたい。これ一つ言いますが、胚芽米というのはアミノ酸の一種でね、血圧の上昇を抑制しコレステロール値を低下させる働きがある。脳内の血液の流動性を高め酸素の供給をアップさせるということで宣伝になっています。脳卒中の後遺症や、そういうようなものに大変良いということですから、こういったものも食の改善を積極的にやっていただければということでございます。

時間の関係で次に進みますが、防火水槽の管理でございます。先程7番、小松代智議員からもお話しされました。ただ私が言っているのは、この防火水槽の中で、先程も出ましたが、90センチとかそういうようなかなりの、これが消防団にお任せだけというは危機管理、それは先程小松代智議員でも出ましたが、これではやはり、それを牽制する意味でも担当部局でも行ってやはり確認するというのが必要ではないかと思えます。甚だしいものは、本当に1メートル20センチぐらいの深さで90センチも溜まっているなんていうのもありますよ、水量が確保できるのかということでもあります。

そういうことで7分団なんか、長島の例をとりましたけれどもね、これは長島の新田と言うのですか、山平ナナ子さん、これは1メートル70センチの水槽で90センチあるというから80

センチぐらいの水しかないです、これは。そういうことになっています。そういうところを特に考えていただければ、こういうところがいっぱいあるということで、その辺の管理体制、定期的な管理はいかがですか。消防団にお任せしないで定期点検を、これは危機管理の一環だと思えますが、それについていかがですか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

定期管理につきましてでございますけれども、先程、小松代智議員にもお答えした内容でございますが、いずれ直接携わる火災等につきましては、一番先に駆け付ける地元分団でございますので、それらの対応等も含めまして、消防の事務局を担っております町としても併せながら管理の、現在の状況においての把握はして参りたいと思っておりますし、いずれその消防幹部会に諮りながら今後の方向性の検討につきましても、より良い方向で検討して参りたいというように考えてございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

中には、山平さんのあれかな、開田碑のあたりのところのちょっと上がったところに、目の前あれですが、そこなどに木、草木ではなくて立木ですね、その水槽のところ立ち木になってね、とにかく消防の給水管も入れるところも何もないですよ、そのあたり見た方がいいですよ。それ念のためにお話ししたけれども、そういうのがそのまま消防団やるかなんて、先程言いましたが、我々地域懇談会で消防団の人がこれ要請されたということで、その辺もひとつ考えた上で、よろしくどうぞお願いします。その辺の管理を見てください、どうですか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

答弁繰り返しになりますけれども、いずれ早急に幹部会等を招集させていただきまして、緊急な点検を併せて対応して参りたいと思っております。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

それでは次に道の駅構想についてでございます。1番、升沢博子議員が昨日お話ししましたが、重複しますけれども、いずれ私は、建てるためには、やはりその前に関心がある、やはりその道の駅を考えてこれに仲間入りというか、それに考えてもいいというようなことの希望をしたかどうかということで先程答弁もらいましたが、前回は商工会なんか、鈴木清紀町長の時には来られてですね、商工会にも打診がありまして、これに賛同する方、自分たちが道の駅の中に入って、それで手を挙げられるというような方が5、6人あったのだけれども、あの日はそれでね、組合

とかそういう団体ではなければならないということでやめたということですが、そういうようなことも踏まえて、敷地面積とかそういうのも考えて、2町5反とかというふうなお話、先の全員協議会だったかな、そういう中での施設、施設を決めるのではなくて、それも大体のガイドラインがあるのだらうと思います、概要は。ただし、その辺のところを慕って、どういう人たちが希望するのか、その辺のところを。

それと毛越寺であやめをやっているね、あれも今では2階に食堂でもあればなんてね、本当に中途半端な建物にしてしまったというようなことですから、その辺をパブリックコメント、いろいろなことの方向性で、それをよく広い意見を聞いてやっていただきたいと思うのですが、その辺について伺います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

この件につきましても、昨日の升沢博子議員からの質問の中でお答えしておりますけれども、いずれ施設整備検討委員会も立ち上げたところでございます。その中でワークショップなり講演会なりの予定もございまして。それらを踏まえた中で、より多くの方々からのご意見をいただきまして、その中でより良い内容を施設整備検討委員会の中でまとめ上げて、基本計画を策定いたしまして、それに賛同していただく、特にも町内の農業、商業関係者から、その施設を管理する主体となる方々が出ていただければ一番いいのでございまして、それらを考慮しながら選定に努めて参りたいと思っております。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございます。いずれ西和賀でございましたか、商工会、農協を含めて第三セクターというか、それで副町長が、当時助役ですか、それが管理者になってね、いずれそういうふうにならに積極的に農業者、そういう関係で引っぱっていくということでやっているようですが、町当局では第三セクター、町は全然介入しないということですか、皆さんにお任せということの考えですか、考えというかそれはそれでいろんな方法ですが、私はそのあたりいかかということで、町も入って管理者、そういったものをただ皆さんにお任せという形ではなくて、そのあたりいかかですか。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

施設の整備につきましては、町が責任を持ってやるというような方向で考えてございまして、基本的には公設民営ということでございまして、第三セクターとなりますとどうしても行政の参入する比率が高くなりまして、最終的な経営等に余計な介入もすることもございます。そういうこともございまして、第三セクターで実施運営している形態の中ではあまり成功例を聞いて

ていないということもございますので、極力民間の主導によりまして設立、または既存の法人等を活用した中での管理運営の主体を設定していきたいと考えてございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

参考例にあまりないというけれども、紫波町のラ・フランス、ワインなんか、紫波町でも入っているね、あれは紫波町が入って先導役やっているようですね。そういうような例もありますから、なお、まだ時間はありますから、その辺も検討なされ、また道の駅の施設の関係で、例えばこれはどこだったかな、釜石の風の丘だったかな、昼寝もできるような毛布置いて、そういうお休みできるようなスペースをとってやっているところね、それらもいい。これは時間が長くなるからちょっと一例を申したけれどもね。遠野だったか、ちょっと嘘を語ったな、これ議事録に残るんだな。そういうようなところもあるから、ひとつね、時間は3月まででしたか、この検討委員会も。それから中途半端な建物施設にしないようお願いしたいと思います。その辺を申し添えて、考えていただきたいと思います。

次には道路維持、河川補修についてでございます。これもまた先程、小松代智議員がお話ししました。ただ先程、国土交通省で樹木の刈り取り、伐採等をやるというちょっと踏み込んだお話を町長の方からされましたから、なお、ただ本当に太田川の景観、バイパス、4号線ですよ、そういう高館付近から下り、本当に法面、皆さんも関係者も見てご存知なので、なかなか本当に、立ち木になってしまいましたよね。大変なものですから、いずれボランティアばかりでは大変だろうと思いますし、放射線等で刈り取りしたものを処理できないということもありますが、なお一層その辺の要望をお願いしたいというふうに思いますが、その辺にして。

それから太田川の件についてはどうですか、河川の中、その件で伺います。太田川の立木、あの辺の近くはかなりの立ち木がありますが、その辺のところいかがですか。高館付近のあれですよ、バイパス付近から太田川の河川の中。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

いずれ町では、国、県、あるいはJ R東日本に対しまして、平泉の世界遺産の町としての景観保持、これに伴う特殊性をご説明しながら、道路の路肩、あるいは法面の草刈りを要望しているところでございます。先程町長がお話ししましたように、その中で国土交通省では今回、J R平泉跨線橋から下流の北上川に通じる区間については、平成24年度中に国土交通省で伐採を行いますというお話を受けております。そのほかに町では国土交通省に対しまして、それ以外の草木の除去についてもお願いしてまいりまして、具体的に申し上げますと、平泉排水樋管、あるいは堤内排水路等についても要望してまいりまして、とりあえず今年度につきましては先程お話しした区間をやるということでございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

あと先程、萩ロードというの、毛越寺駐車場から毛越、これは建設協会一関支部そのとおりで、いずれこれはその萩の景観というか、これについては積極的に協会で取り組んだわけですが、ただ、この管理は平泉建設協会というか、交互にやっているわけですが、ただ歩いていて、やはり地域懇談会でも出された、見るとね、自転車で歩いてもあまり伸びたものだから、時期にその葉っぱが下に落ちるとかね、ということでみっともないということが多かったのですね、これはやはり時期的にやっていかなければならないのかと、これもまた支部に先程お願いしていますということですが、やはり年に2回ではちょっとこれは、特に駐車場の付近、これについては大変なのかと思います。そこら辺は更にお話をさせていただきたいと思います。葉が落ちて掃いたり何だりするその場面ね、そここのところが、それから切り落とさなければならない、ぶつかるといふか何というかね、歩いていても体に触るぐらい、そういうようなところもあります。そういうようなところを監視していただければいいと思いますが、その辺いかがですか。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

県道平泉巖美溪線の萩の件につきましては、建設業協会の一関支部の平泉事務局にお尋ねしましたところ、本来であれば11月に伐採をするという予定でしたけれども、それを自分たちがやるということはなかなか難しいので、専門の業者をお願いするというで話をしまして、それは全て切ると、根っこから切るのだと思うのですが、そうやって管理をするということで話をしているようですが、いずれちょっとそれが時期が遅れて12月頃にはしたいということで、年に1回はそういうふうな管理を建設業協会の平泉支部の方で行うということでございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

もう時間もありませんが、大変ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後の道路改良、ねずみ沢線、これは11区の懇談会だったかな、ねずみ沢線の道路改良を今年やるのだというような、区長から、なんだなんていうお話を聞いたのですが、この辺の改良の計画というのはそのとおりなのですか。先程は町長にも答弁をいただいたけれども、これについてはそういうお話をした、住宅、地域の枝線のところの部分、何かそういうお話を聞いたものだったからね、なかなかやってくれないということだったものだから私ここに載せましたが、いかがでしたか。何か町長からとか建設水道課からあったとお話ししましたが。また大変あそこに埋まったりなんなりで大変なようですが。時間がないから確認して。

議 長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

町道ねずみ沢線の道路改良の計画につきましては、前の地域懇談会、その席では11区の地域の方々から要望があったということで、先程町長がお話ししましたように平泉町の総合計画前期計画、平成27年度までの計画の中に入っております、その時期につきましてはその中の後ろの方という予定で今考えているところでございます。

議 長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

大変ありがとうございます。今年にやってもらうのだというお話を私は承ったものですから、そのような予算があったかと思って確認したところでございます。

いろいろとりとめのない、いろいろ並べながらお話ししました。時間が来たようでございますから、これで私の質問を終わらせていただきます。大変ご清聴ありがとうございました。

議 長（青木幸保君）

これで阿部正人議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議 長（青木幸保君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は12月13日、午前10時から行います。

本日はこれで散会します。

ご苦勞様でした。

散会 午後4時30分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 石 川 章

同 小松代 智